

第5章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図 1-5-1 に示すとおり、名古屋市中村区及び西区に位置しており、現在、名古屋中央郵便局名古屋駅前分室等が建っている場所である。

事業予定地がある名駅地区は、鉄道のほか、バスや地下鉄も集中する名古屋駅を中心とした地域であり、商業、業務、娯楽施設等が集中していることから、市民をはじめビジネスマンや旅行者など多くの人々が利用する地域である。また、この地区は、タワーズやミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等の超高層ビルのほか、中高層ビルが建ち並んでおり、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある地域である。

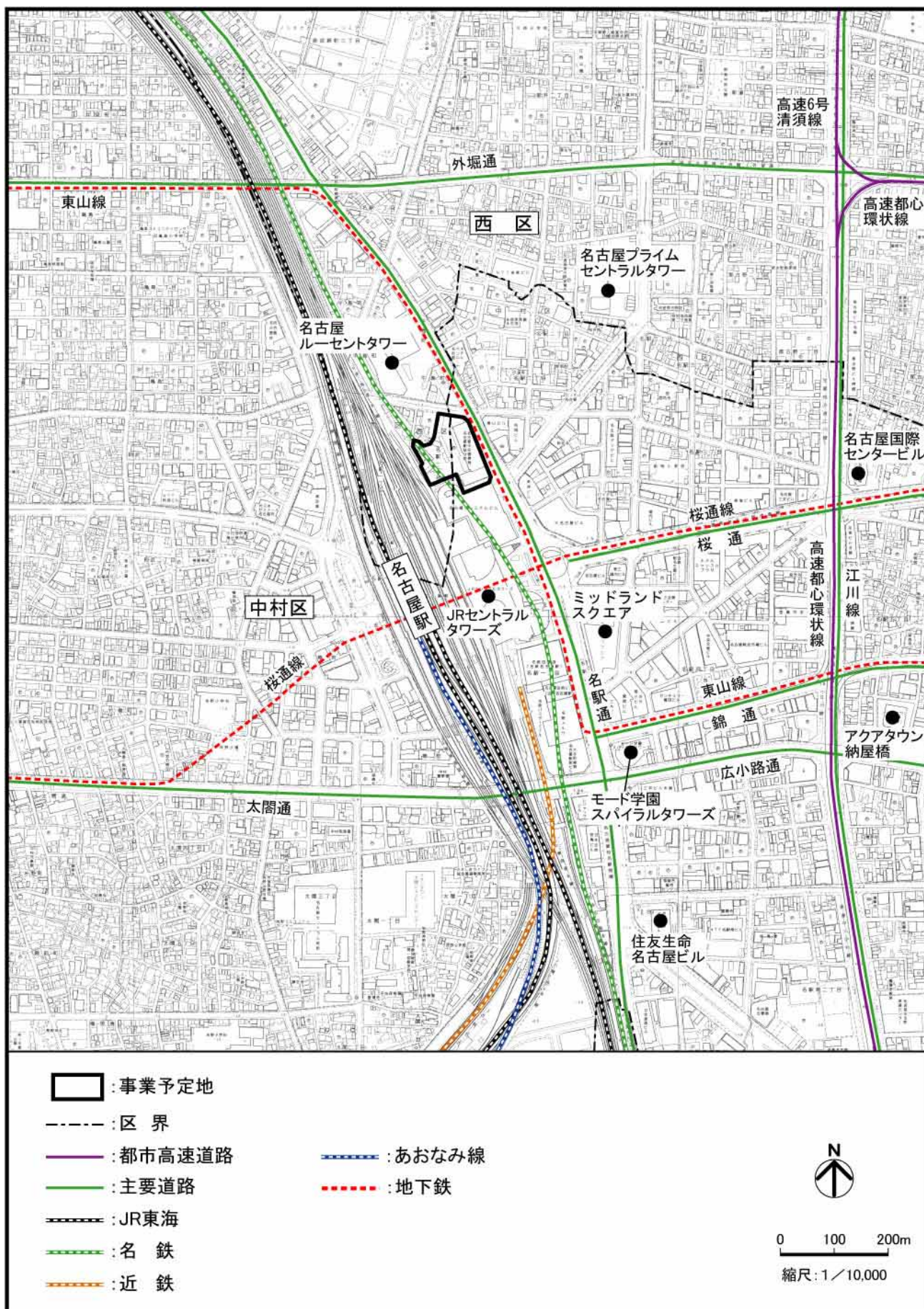


図 1-5-1 事業予定地及びその周辺地域

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照障害の影響範囲に着目し、街区等を考慮して、表 1-5-1 及び図 1-5-2 に示す区域（以下「調査対象区域」という。）を設定した。

表 1-5-1 調査対象区域

区 名	学 区 名
中村区	則武学区の一部、亀島学区の一部、 新明学区の一部、六反学区の一部、 牧野学区の一部
西 区	那古野学区の一部、幅下学区の一部、 江西学区の一部

注）学区名は、国勢調査等の既存資料による。

以降は、この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「社会的状況」及び「自然的状況」に分けて整理した。

資料の整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に、区毎のデータしか得られないものについては区毎に行った。

資料の収集は、平成 21 年 8 月末の時点で入手可能な最新の資料とした。



図 1-5-2 調査対象区域図

5-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

人口及び世帯数

名古屋市及び調査対象区域の平成 17 年 10 月 1 日現在における、人口及び世帯数は表 1-5-2 に、調査対象区域を含む学区(以下「調査対象学区」という。)の昼夜間人口は表 1-5-3 に、年齢別人口構成比は図 1-5-3 に示すとおりである。

人口については、名古屋市及び調査対象区域ともに増加傾向を示している。学区別では、亀島学区、新明学区、六反学区、幅下学区及び江西学区が増加傾向を示している。

1 世帯当たりの人員については、名古屋市と比べ、調査対象区域は少ない。学区別でも、全ての学区で少なくなっている。

また、調査対象学区の昼夜間人口比率は約 444 であり、事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域といえる。

年齢別人口については、名古屋市と比べ、全ての学区で 0 ～ 14 歳の人口比率は低く、逆に 65 歳以上の比率は高くなっている。

出典)「平成 17 年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口」(名古屋市ホームページ)
「平成 17 年国勢調査 名古屋の町(大字)別・年齢別人口」(名古屋市ホームページ)
「平成 17 年 学区別昼間(従業地)人口(推計値)」(名古屋市ホームページ)

表 1-5-2 人口及び世帯数

区 分	人口(人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当り の人員 (人)	平成12年 人口(人) (B)	増加率 (%)	
名古屋市	2,215,062	955,851	2.32	2,171,557	2.0	
中村区	則武学区	896	490	1.83	923	2.9
	亀島学区	1,433	729	1.97	1,414	1.3
	新明学区	1,168	650	1.80	1,039	12.4
	六反学区	675	442	1.53	470	43.6
	牧野学区	471	287	1.64	515	8.5
西 区	那古野学区	2,097	1,143	1.83	2,301	8.9
	幅下学区	21	12	1.75	13	61.5
	江西学区	1,148	644	1.78	1,105	3.9
調査対象区域	7,909	4,397	1.80	7,780	1.7	

注)1: 人口及び世帯数は平成17年10月1日現在

2: 増加率(%) = ((A - B)/B) × 100

3: は減少を示す。

4: 幅下学区は、調査対象区域内のみの数値がないことから、周辺街区との合算値である。

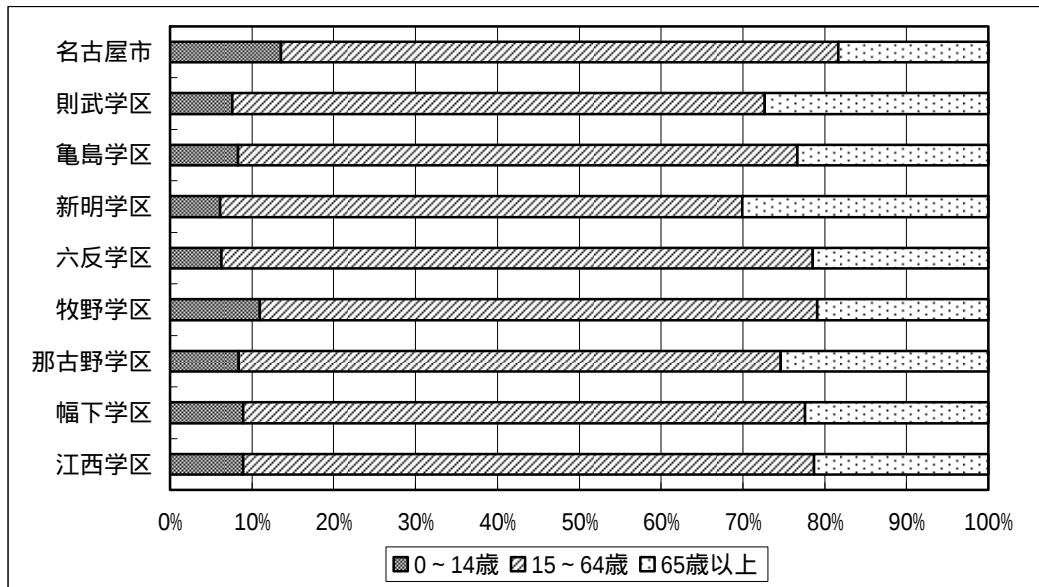
表 1-5-3 昼夜間人口

区 分		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率
名古屋市		2,516,196	2,193,973	114.7
中村区	則武学区	6,277	6,759	92.9
	亀島学区	13,213	4,768	277.1
	新明学区	65,036	2,008	3,238.8
	六反学区	27,603	3,013	916.1
	牧野学区	21,159	6,824	310.1
西 区	那古野学区	5,419	3,519	154.0
	幅下学区	7,613	4,705	161.8
	江西学区	8,685	3,307	262.6
調査対象区域を含む学区の合計		155,005	34,903	444.1

注)1:平成17年10月1日現在

2:昼夜間人口比率 = (昼間人口/夜間人口) × 100

3:昼夜間人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。



注)1:平成17年10月1日現在

2:年齢別人口については、街区別に人口が記載されていないことから、学区別人口を示した。

図 1-5-3 年齢別人口構成比

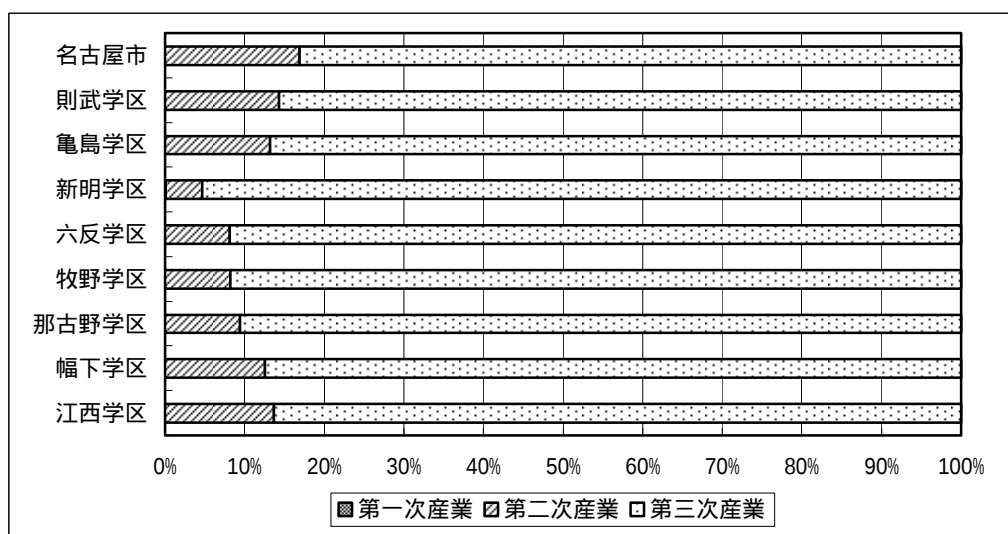
産 業

名古屋市及び調査対象学区の平成 18 年における産業別事業所数並びに従業者数は、図 1-5-4 に示すとおりである。

名古屋市及び調査対象学区における事業所数は、第三次産業の割合が高く、特に、新明学区、六反学区、牧野学区及び那古野学区で高い割合となっている。

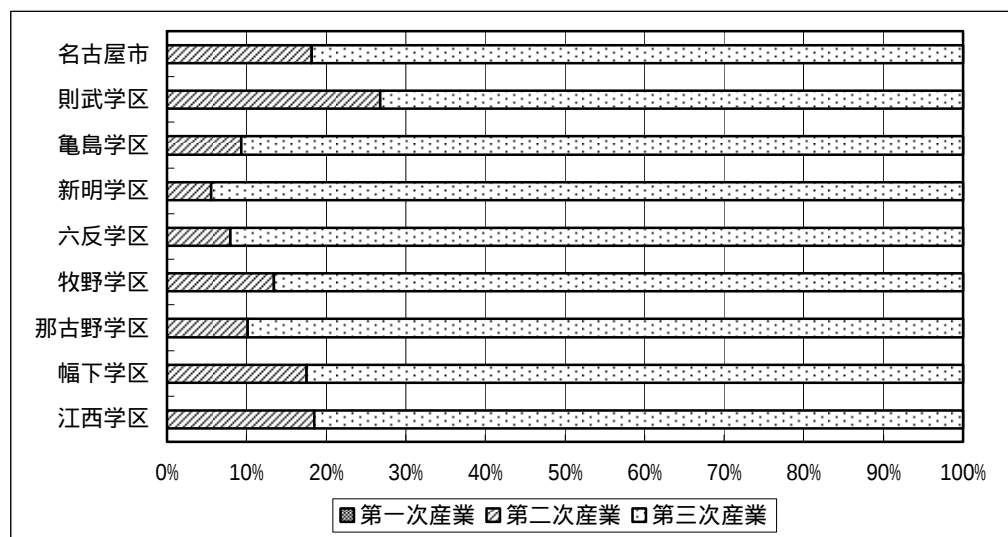
また、従業者数も、第三次産業の割合が高く、亀島学区、新明学区及び六反学区で高い割合となっている。

出典)「名古屋の事業所・企業 平成 18 年事業所・企業統計調査結果」(名古屋市,平成 20 年)



注)平成18年10月1日現在

図 1-5-4(1) 産業別事業所数



注)平成18年10月1日現在

図 1-5-4(2) 産業別従業者数

(2) 土地利用

土地利用の状況

名古屋市及び調査対象区域を含む中村区及び西区の平成 20 年における土地利用の状況は、表 1-5-4 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が高く、約 78%を占めているが、中村区及び西区はさらにこの割合が高く、中村区で約 82%、西区で約 88%を占めている。

出典)「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市，平成 21 年)

表 1-5-4 土地利用の状況

単位:ha

区 分	総 数	田	畑	宅 地	宅地率	池 沼	山 林	原 野	鉄道軌道 用 地	雑種地
名古屋市	1,851,213	73,830	82,293	1,442,476	77.9%	834	39,112	4,277	27,598	180,793
中村区	99,766	903	4,006	81,742	81.9%	-	-	4	5,474	7,637
西 区	103,816	304	2,567	91,259	87.9%	-	-	-	2,214	7,472

注)1:平成20年1月1日現在

2:宅地率 = 宅地面積 / 総数 × 100

都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 1-5-5 に示すとおりであり、事業予定地は全域が商業地域に指定されている。また、調査対象区域は、商業地域が大部分を占め、北西側及び南側の一部が近隣商業地域に指定されている。

駐車場整備地区及び都市景観形成地区の指定状況は、図 1-5-6 に示すとおりである。事業予定地は全域が駐車場整備地区に指定され、また、東側及び南側の一部は名古屋駅都市景観形成地区に指定されている。調査対象区域は、南側の一部を除き駐車場整備地区に指定され、また、名古屋駅周辺、主要県道名古屋津島線（桜通）及び主要県道名古屋長久手線（広小路通）は、名古屋駅都市景観形成地区に指定されている。

建物用途の状況は、図 1-5-7 に示すとおりである。調査対象区域は、南北に JR 線等の線路が通っており、線路の西側は住居施設、次いで商業系施設が多く、教育施設、宗教・文化・医療・養護施設等が点在している。線路の東側は商業系施設、次いで住居施設が多く、娯楽施設、教育施設、供給・処理・運輸施設等が点在している。

なお、調査対象区域には、風致地区の指定はない。

出典)「愛知県土地利用規制図」(愛知県，平成 13 年)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「名古屋駅都市景観形成地区」(名古屋市ホームページ)

「名古屋市建物用途別現況図」(名古屋市，平成 20 年)

周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地南側では、名古屋ターミナルビルの建替事業が計画されている。

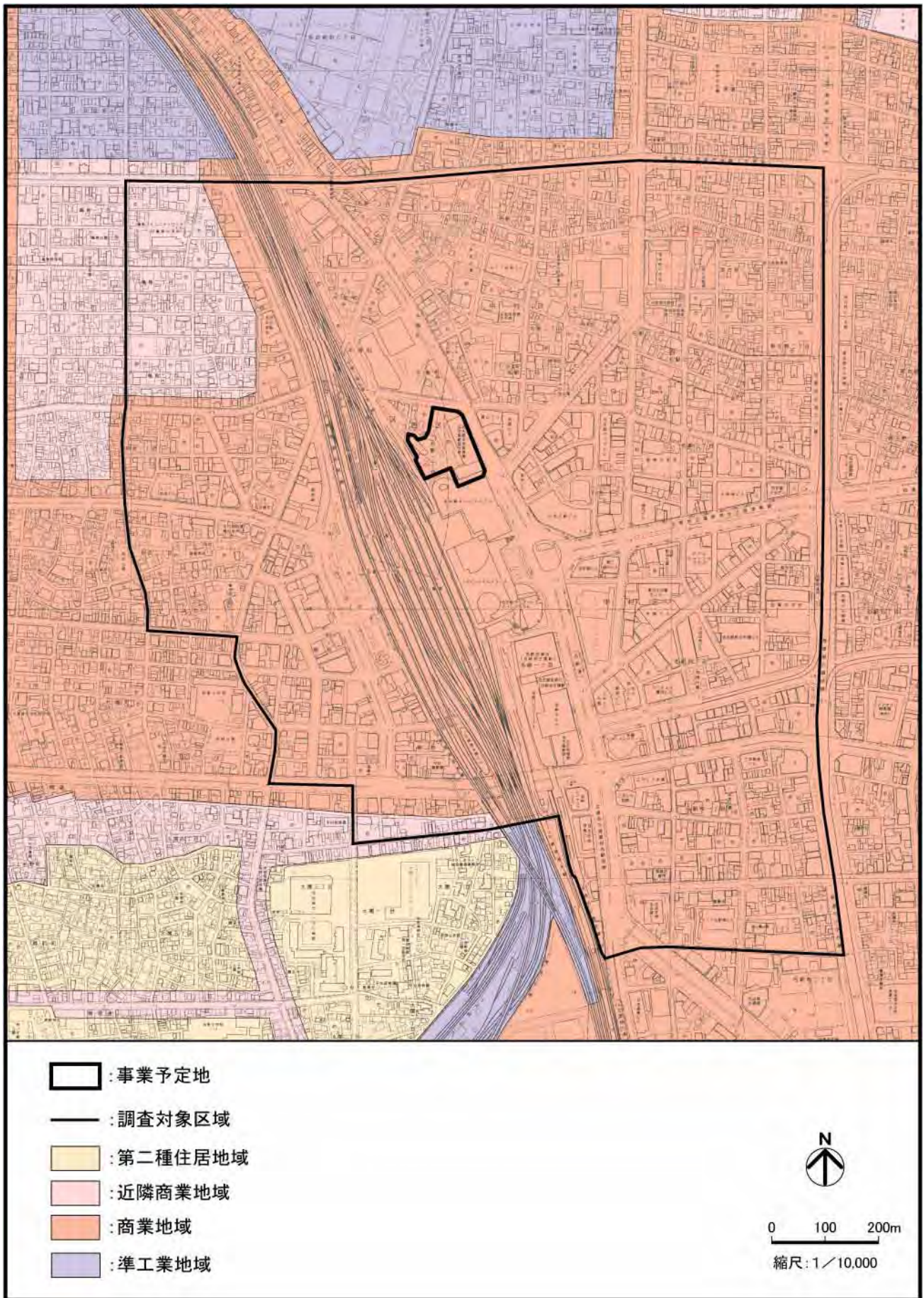


図 1-5-5 用途区分図

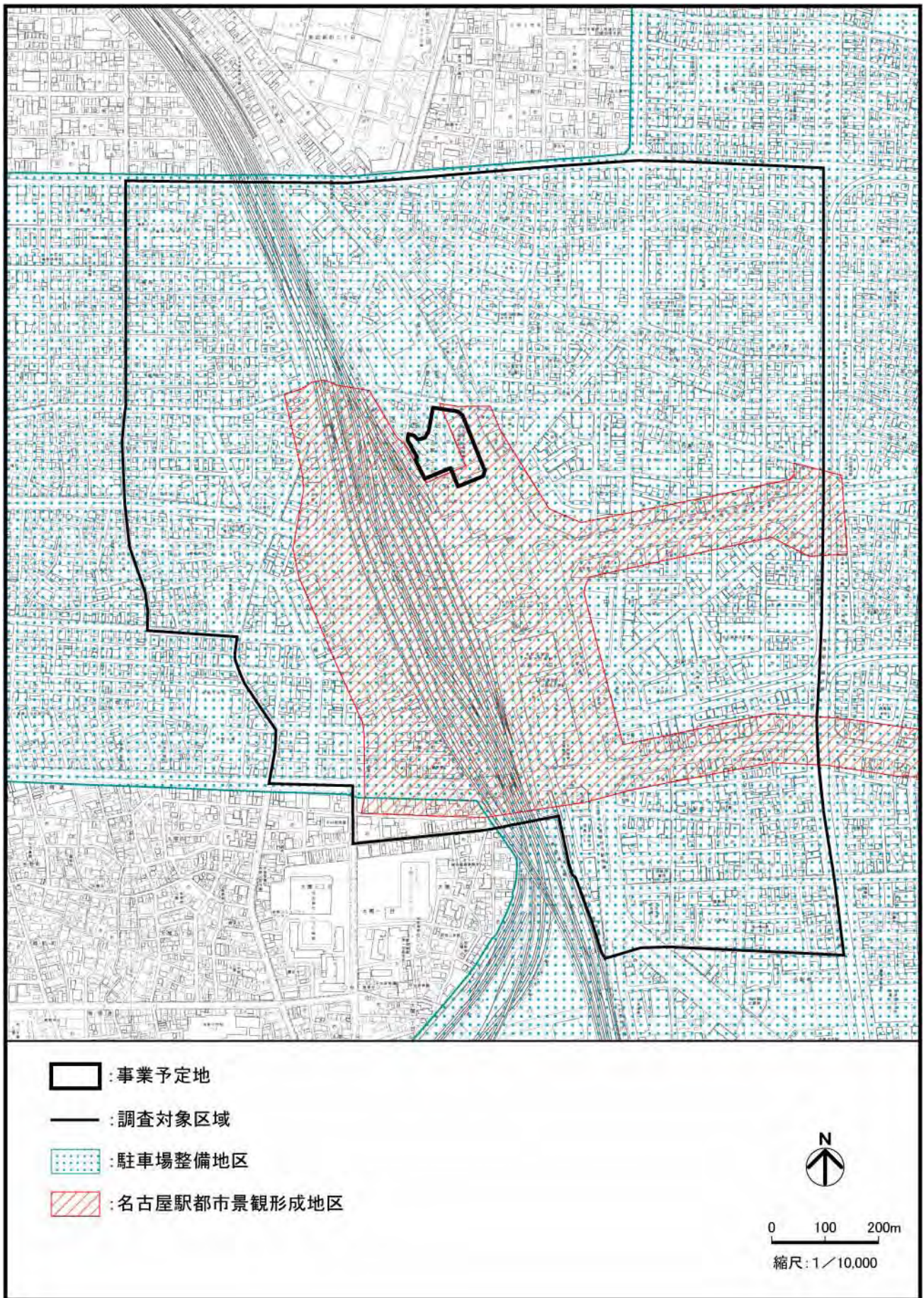


図 1-5-6 駐車場整備地区及び都市景観形成地区

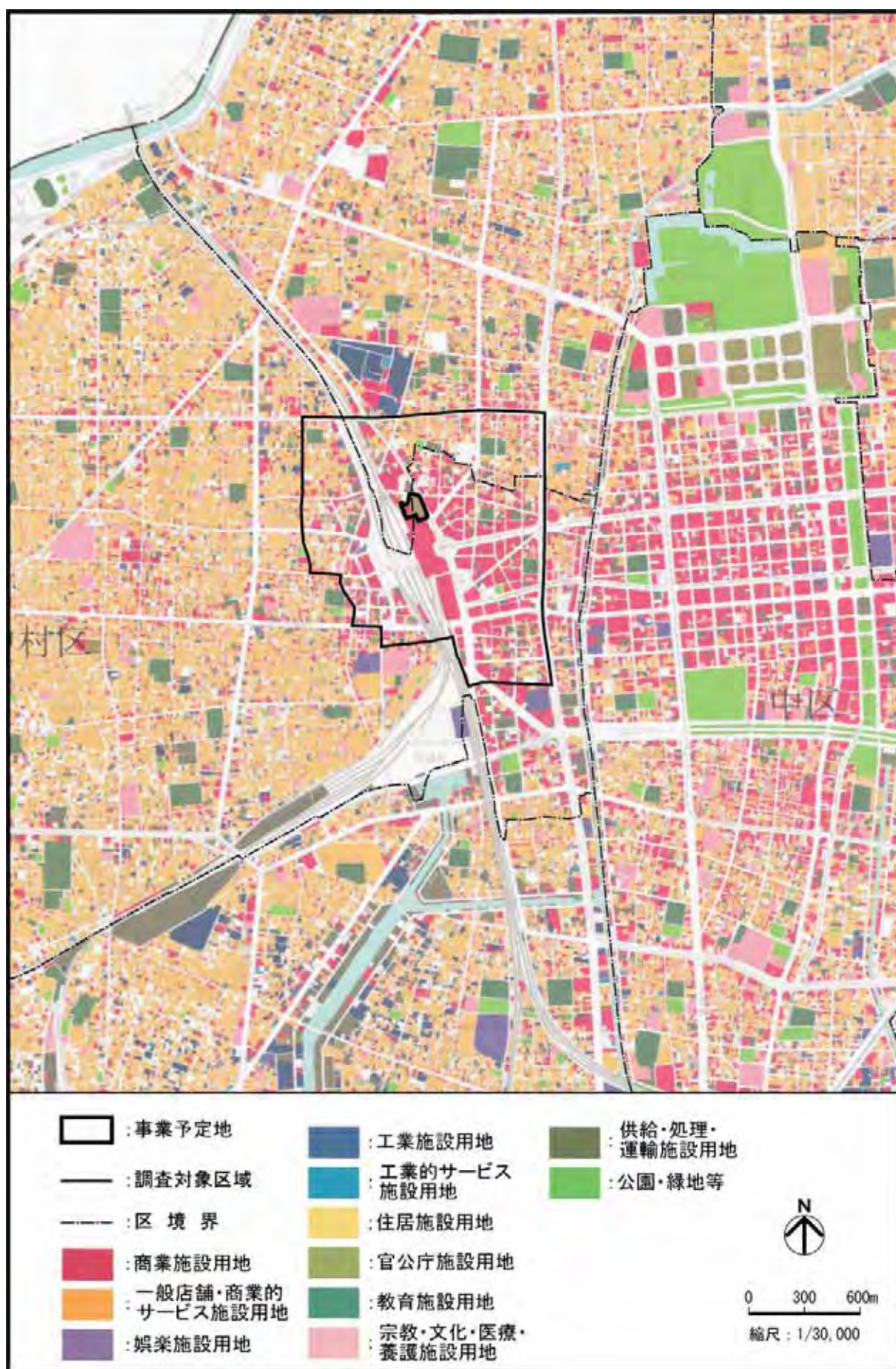


図 1-5-7 建物用途の状況

(3) 水域利用

揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に 17 事業場あり、揚水（井戸）の深さは 10 ～ 300m の範囲である。

なお、17 事業場のうち 1 事業場は、隣接事業予定地（南地区）内にある。

参考)名古屋市環境局への聞き取り調査

(4) 交 通

交通網の状況

鉄道網については、図 1-5-8 に示すとおりである。調査対象区域は、JR 東海、名鉄、近鉄、地下鉄及びあおなみ線が集中する地域である。事業予定地は、JR 名古屋駅等の北側に位置している。

バス路線については、図 1-5-9 に示すとおりである。事業予定地は、名古屋バスターミナルに隣接するとともに、南側には、名鉄バスセンターがあり、JR 東海バス、市バス、名鉄バス、三重交通バス等が集中する地域である。

主要な道路網については、図 1-5-10 に示すとおりである。調査対象区域には、都市高速道路の高速名古屋新宝線、主要県道の名古屋津島線及び名古屋長久手線、一般県道の名古屋甚目寺線及び中川中村線、主要市道の江川線及び山王線、一般市道の東志賀町線、広井町線、椿町線、中村則武線、錦通線が通っている。

出典)「中京圏鉄道網図」(愛知県，平成 20 年)

「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)

「JR 東海バス路線図」(JR 東海バスホームページ)

「三重交通バス路線図」(三重交通ホームページ)

「名古屋市交通量図(平成 17 年度)」(名古屋市，平成 19 年)

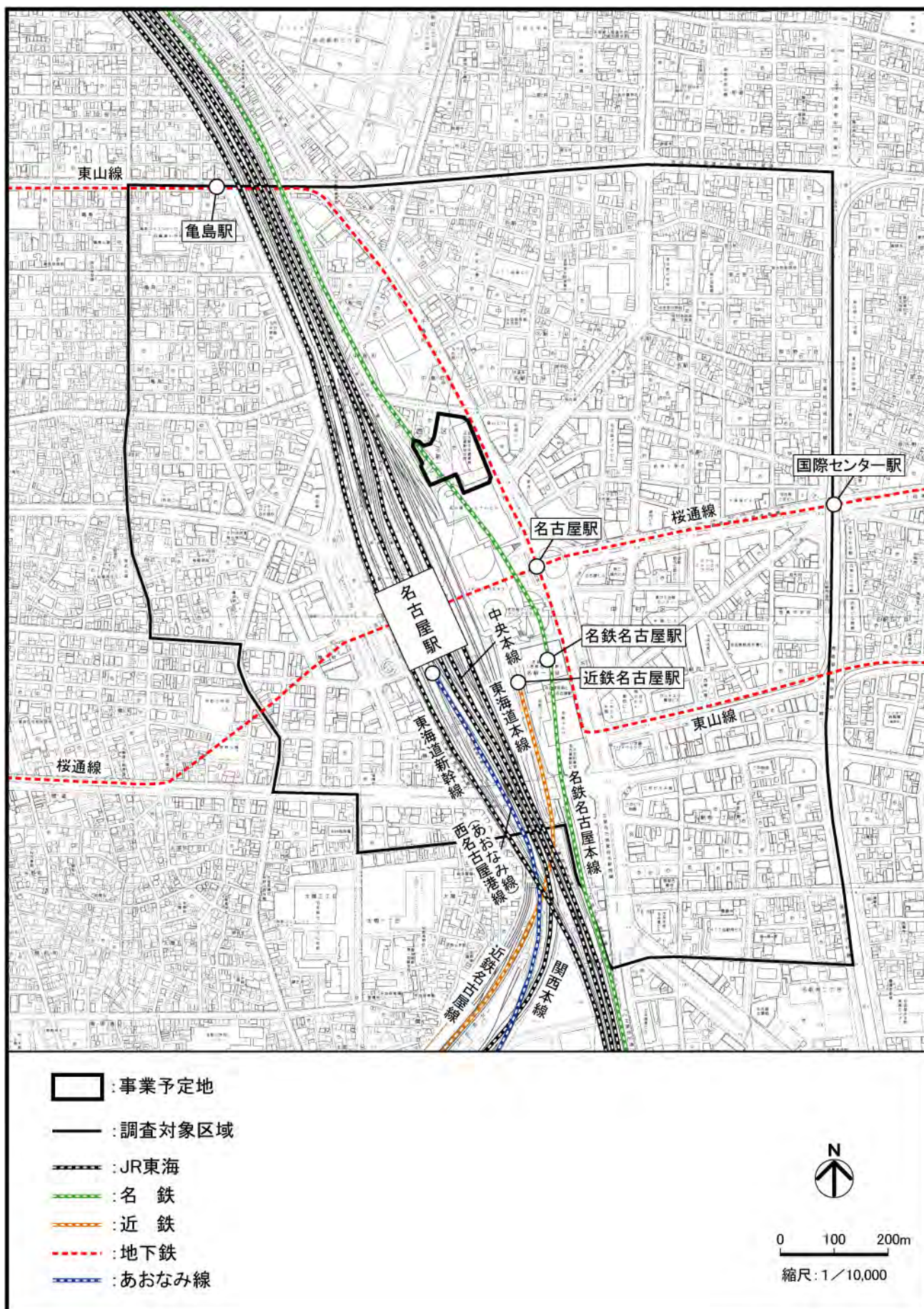


図 1-5-8 鉄道網図

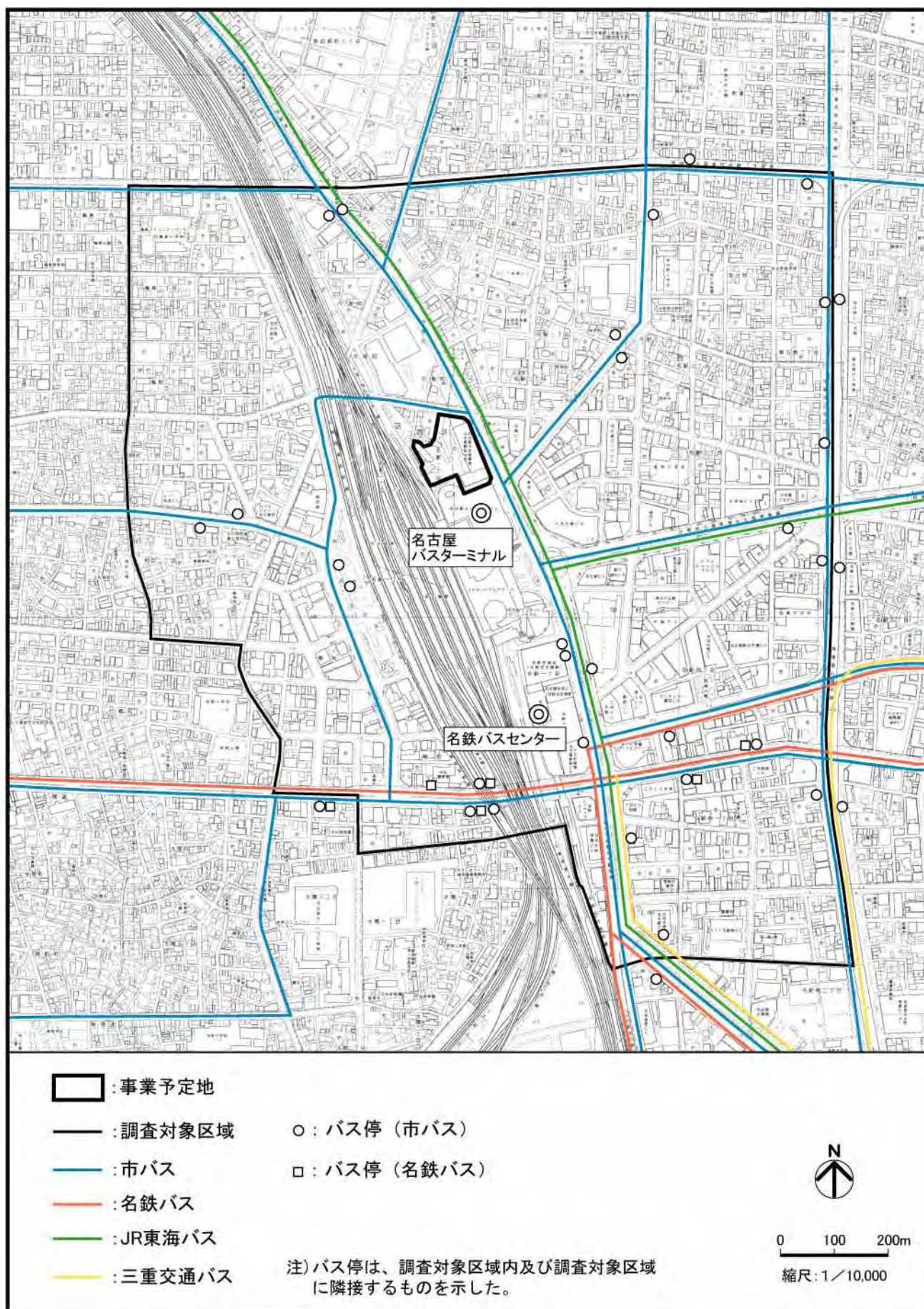


図 1-5-9 バス路線図

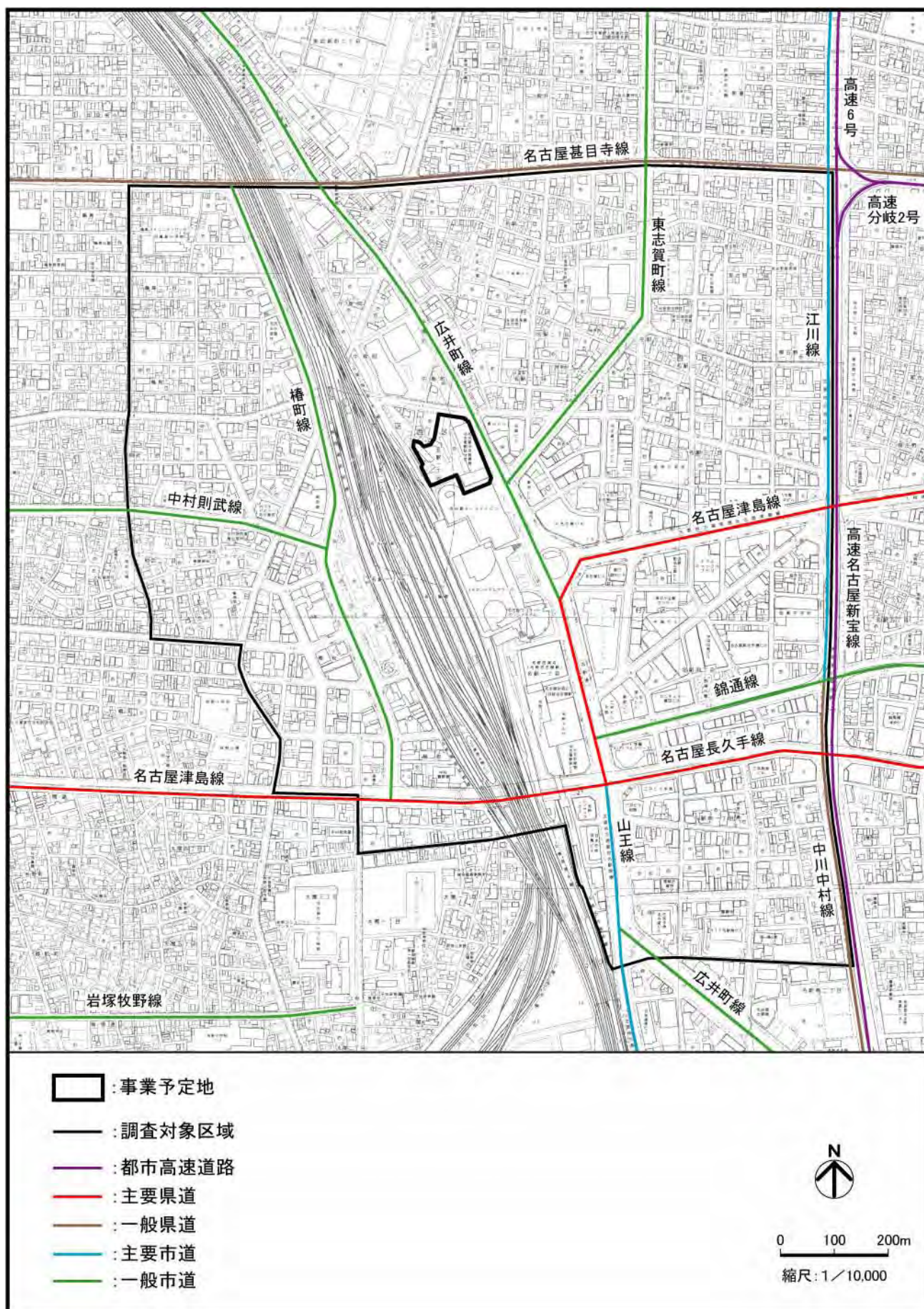


図 1-5-10 主要道路網図

道路交通状況

事業予定地周辺における 7 ～ 19 時の 12 時間自動車交通量（二輪車を除く）、歩行者及び自転車交通量は表 1-5-5、図 1-5-11 及び図 1-5-12 に示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺における自動車交通量は、平日及び休日ともに、高速名古屋新宝線（№ 9）が最も多く、平日で約 43,000 台、休日で約 27,000 台となっている。都市高速道路以外では、平日及び休日ともに、中川中村線（№ 4）が最も多く、平日で約 29,000 台、休日で約 22,000 台となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（№ 7）の自動車交通量は、平日で約 15,000 台、休日で約 13,000 台となっている。

調査対象区域及びその周辺における歩行者交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（№ 1）が最も多く、平日で約 33,000 人、休日で約 46,000 人となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（№ 7）の歩行者交通量は、平日で約 12,000 人、休日で約 7,500 人となっている。

自転車交通量は、平日及び休日ともに、名古屋津島線（№ 2）が最も多く、平日で約 3,900 台、休日で約 3,300 台となっている。

事業予定地に隣接する広井町線（№ 7）の自転車交通量は、平日で約 1,700 台、休日で約 1,600 台となっている。

出典）「平成 17 年度 名古屋市一般交通量概況」（名古屋市，平成 19 年）

表 1-5-5 自動車、歩行者及び自転車交通量

道路種別	№	路線名	観測地点	12時間交通量		
				自動車(台)	歩行者(人)	自転車(台)
主要県道	1	名古屋津島線	中村区名駅1丁目	27,177 (20,733)	33,213 (45,898)	1,762 (1,347)
	2		中村区太閤通3丁目	19,915 (17,691)	1,950 (1,248)	3,893 (3,340)
主要市道	3	江川線	西区新道2丁目	17,615 (15,882)	981 (668)	3,067 (2,263)
一般県道	4	中川中村線	中村区名駅南1丁目	29,085 (22,011)	2,782 (1,581)	2,871 (2,521)
	5	名古屋甚目寺線	西区名駅2丁目	27,837 (18,986)	1,301 (574)	1,308 (1,230)
一般市道	6	椿町線	中村区椿町	16,561 (13,068)	11,469 (9,923)	1,965 (1,759)
	7	広井町線	中村区名駅2丁目	15,010 (13,103)	11,821 (7,486)	1,715 (1,561)
	8		中村区名駅南4丁目	27,015 (16,480)	1,905 (840)	1,957 (1,202)
都市高速道路	9	高速名古屋新宝線	中村区名駅南1丁目	42,738 (26,824)	-	-

注)12時間交通量のうち、上段は平日、下段()内は休日を示す。

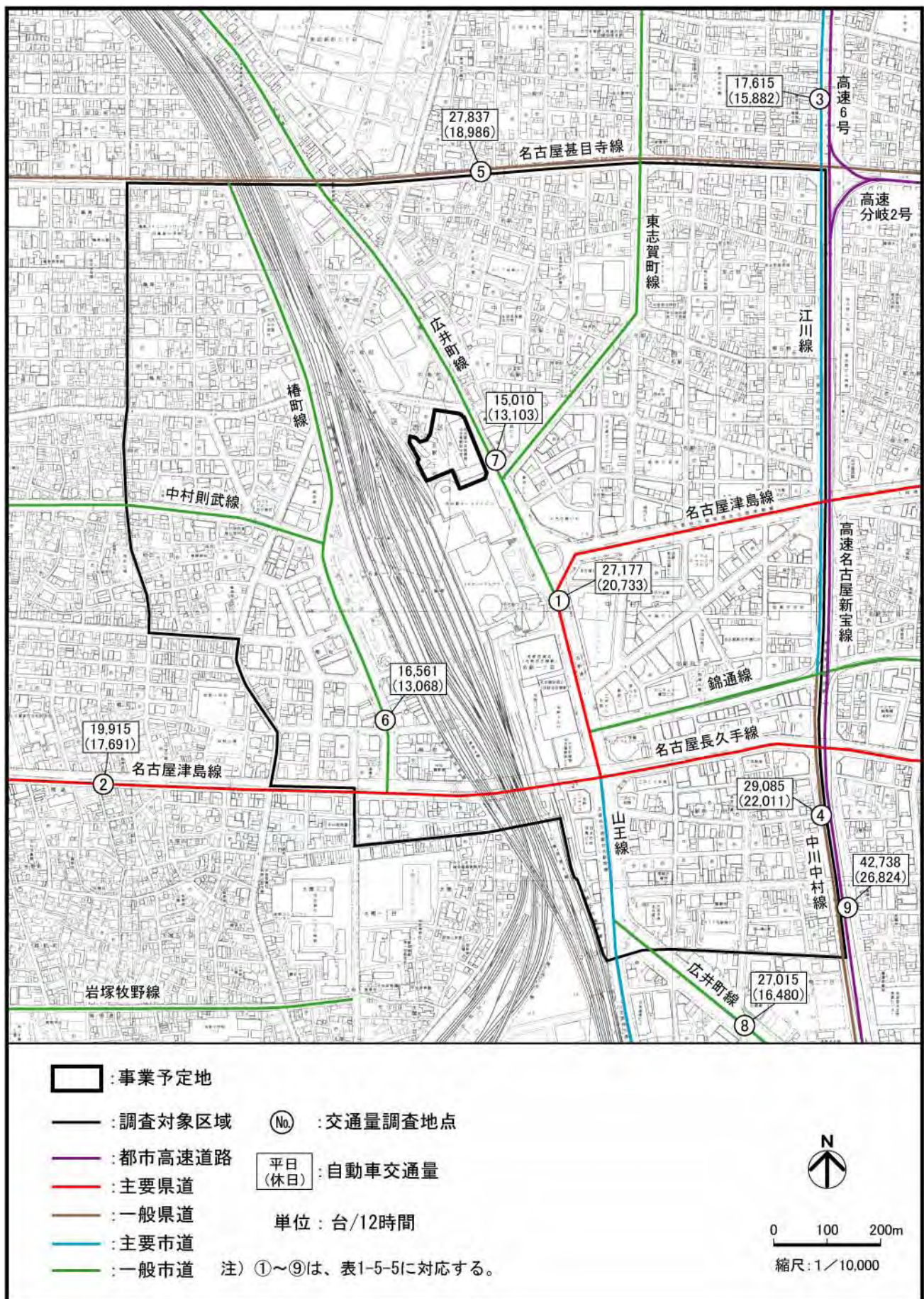


図 1-5-11 自動車断面交通量

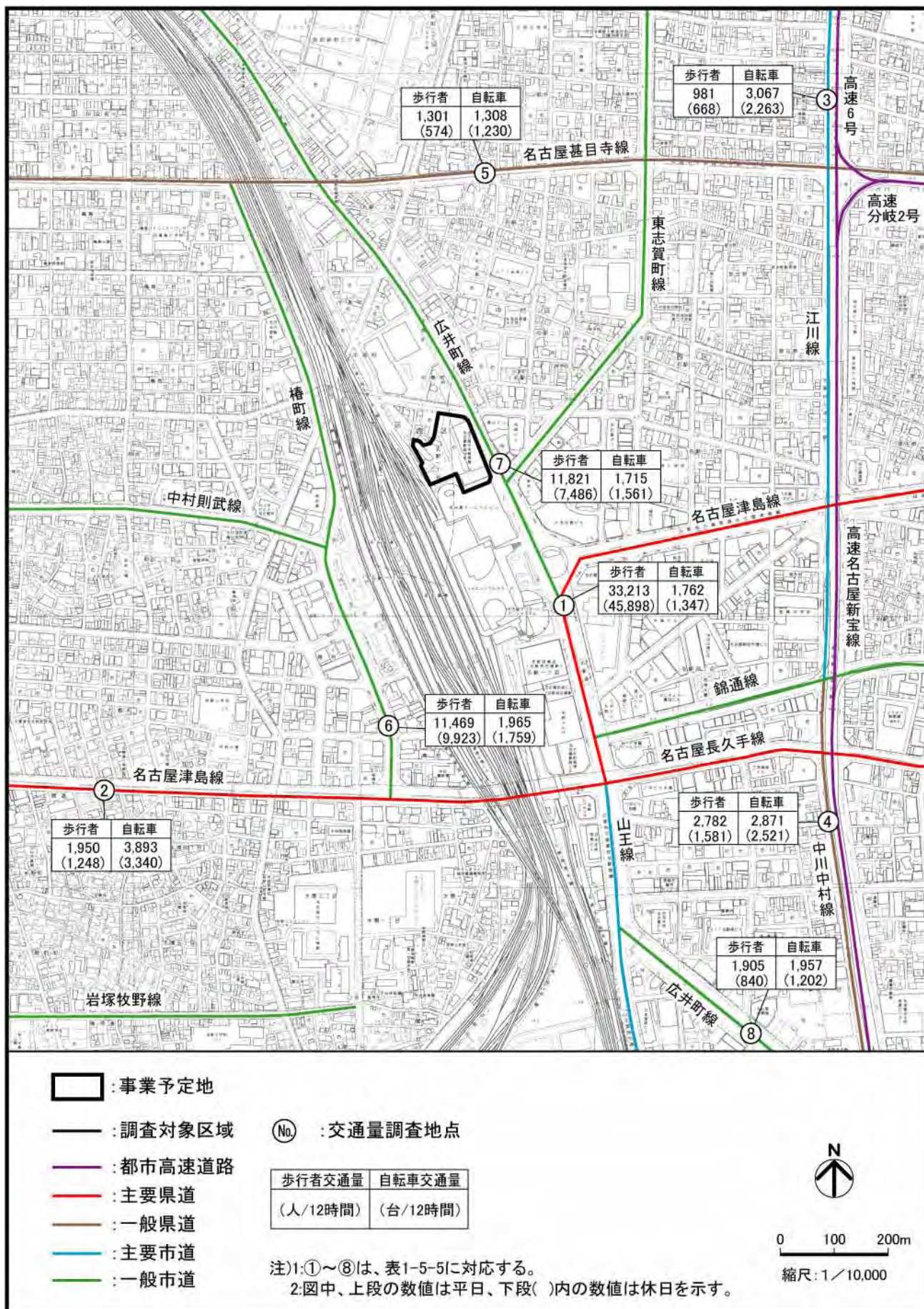


図 1-5-12 歩行者及び自転車断面交通量

公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 19 年度の駅別乗車人員は、表 1-5-6 に示すとおりである。

事業予定地周辺の駅別乗車人員は、JR 名古屋駅が約 70,000,000 人、名鉄名古屋駅が約 51,000,000 人、近鉄名古屋駅が約 24,000,000 人、あおなみ線名古屋駅が約 4,000,000 人、地下鉄名古屋駅が約 62,000,000 人である。

出典)「平成 20 年版 名古屋市統計年鑑」(名古屋市,平成 21 年)

表 1-5-6 駅別乗車人員

単位:人

JR線	名鉄線	近鉄線	あおなみ線	地 下 鉄		
JR 名古屋駅	名 鉄 名古屋駅	近 鉄 名古屋駅	名古屋駅	名古屋駅	亀島駅	国際センター駅
69,884,659	51,069,412	23,604,661	4,017,040	61,534,560	1,451,146	1,551,537

(5) 地域社会等

公共施設等

調査対象区域には、図 1-5-13 に示すとおり、中学校が 1 箇所、小学校が 2 箇所、幼稚園が 1 箇所あるほか、専修学校及び各種学校が多数ある。その他には、病院が 1 箇所、保育所が 2 箇所、福祉関係施設が 4 箇所あるほか、どんぐり広場・児童遊園地が数箇所ある。また、調査対象区域には、図 1-5-14 に示すとおり、都市計画公園が 2 箇所ある。

出典)「学区別生活環境調査報告書」(名古屋市,平成 10 年)

「病院一覧(平成 20 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

「愛知県の私立学校」(愛知県ホームページ)

「福祉施設等一覧」(愛知県ホームページ)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中村区・西区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

文化財等

調査対象区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)及び文化財保護条例(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)により規定された文化財等はない。

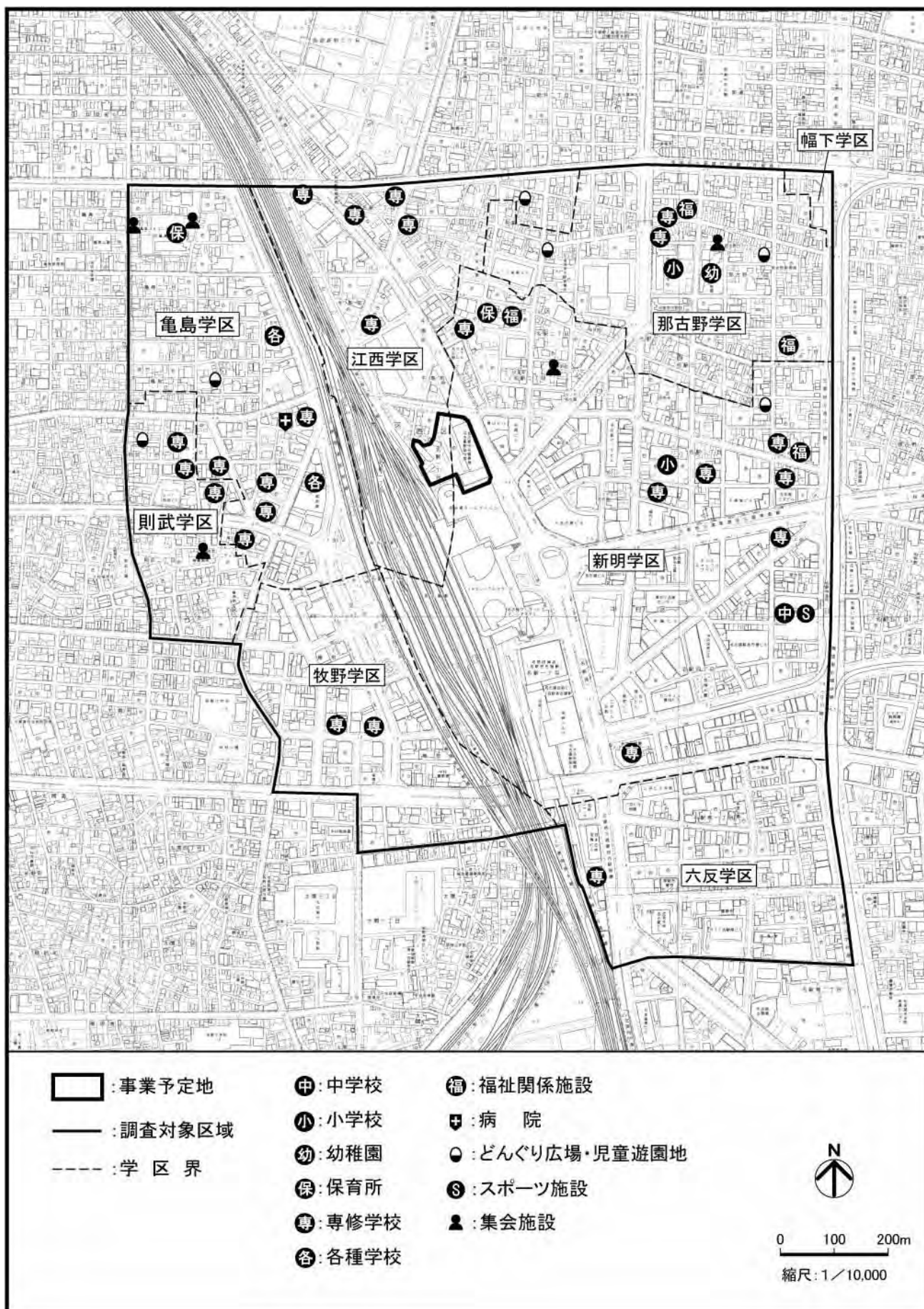


図 1-5-13 公共施設等位置図



図 1-5-14 都市計画公園位置図

下水道等

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（平成 20 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率^注は 98.5%（平成 20 年 3 月 31 日現在）となっている。

調査対象区域の下水道については、全域で整備されている。

出典）「平成 20 年度版 名古屋市統計年鑑」（名古屋市，平成 21 年）

廃棄物等

名古屋市における平成 19 年度のごみ収集搬入量は 682,748 トンで、前年度と比べ約 3.3%減少している。

平成 19 年度に名古屋市が収集したごみ収集量は、表 1-5-7 に示すとおりである。

中村区及び西区のごみ収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。資源収集の割合は、中村区は名古屋市と比べると低くなっているが、西区はほぼ同じ傾向を示している。また、環境美化収集（町美運動により集められたごみ等の収集）については、名古屋市と比べると、中村区及び西区ともに低くなっている。

出典）「事業概要（平成 20 年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

表 1-5-7 ごみ収集量

単位：トン

区 分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源収集	環境美化収集	合 計
名古屋市	376,661 (70.3%)	61,304 (11.4%)	9,935 (1.9%)	86,339 (16.1%)	1,894 (0.4%)	536,133 (100.0%)
中村区	25,139 (73.0%)	4,086 (11.9%)	554 (1.6%)	4,582 (13.3%)	81 (0.2%)	34,442 (100.0%)
西 区	24,780 (71.3%)	4,172 (12.0%)	498 (1.4%)	5,286 (15.2%)	21 (0.1%)	34,757 (100.0%)

注）（人口普及率）＝（処理区域内人口）÷（行政区域内人口）× 100

(6) 関係法令の指定・規制等

公害関係法令

ア 環境基準等

(ア) 大気汚染

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。(資料 2 - 1 (資料編 p.31) 参照)

(イ) 騒音

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。(資料 2 - 2 (資料編 p.32) 参照)

(ウ) 水質汚濁

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。(資料 2 - 3 (資料編 p.33) 参照)

(エ) 土壌汚染

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。(資料 2 - 4 (資料編 p.40) 参照)

(オ) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。(資料 2 - 5 (資料編 p.41) 参照)

イ 規制基準等

(ア) 大気質

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。(資料 2 - 6 (資料編 p.42) 参照)

(イ) 騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。また、同法第 17 条第 1 項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。(資料 2 - 7 (資料編 p.46) 参照)

(ウ) 振 動

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。また、同法第16条第1項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。(資料2-8(資料編p.50)参照)

(I) 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の22物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする13物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め4物質については排水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成15年名古屋市告示第412号)を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づき特定事業場からの排水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。(資料2-9(資料編p.53)参照)

なお、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域であり、調査対象区域がある中村区及び西区には、同法に基づく規制はなされていない。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、揚水機の吐出口の断面積が78cm²を超える設備を用いて、ゆう出水を排水する掘削工事を実施する場合は、関係事項を名古屋市長に届出し、同条例の規則で定める事項を報告しなければならない。

(キ) 土 壌

「土壤汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、大規模な土地(3,000 m²以上)の改変時には、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

また、事業予定地の一部は、「名古屋駅都市景観形成地区」に指定されており、建築物、工作物及び屋外広告物を対象とした行為が制限される。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は、商業地域であり、「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和 52 年名古屋市条例第 58 号)による日影の規制地域には該当しない。(資料 2 - 10 (資料編 p.54) 参照)

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成 11 年名古屋市条例第 40 号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

(サ) 緑 化

「緑のまちづくり条例」(平成 17 年名古屋市条例第 39 号)に基づき、商業地域については、敷地面積 500 m²以上の施設の新築または増築において、敷地面積の 10 分の 1 以上を緑化する必要がある。(資料 2 - 11 (資料編 p.57) 参照)

(シ) 地球温暖化

ア) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成 15 年名古屋市告示 557 号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)により、2,000 m²を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した環境計画書の届出が義務付けられている。

イ) 地球温暖化対策指針

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、または管理している者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。なお、地球温暖化対策計画書の作成は、「地球温暖化対策指針」(平成 16 年名古屋市告示 11 号)に基づくものとする。

廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成 4 年名古屋市条例第 46 号)により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理マニュアル - 建設廃棄物処理ガイドライン改訂版 - 」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター, 平成 13 年)により、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェスト(集荷目録)を発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。

自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和43年愛知県条例第7号)に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年愛知県条例第3号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

ウ 緑地保全地域の指定状況

調査対象区域には、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域には、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域は、図1-5-15に示すとおり、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。

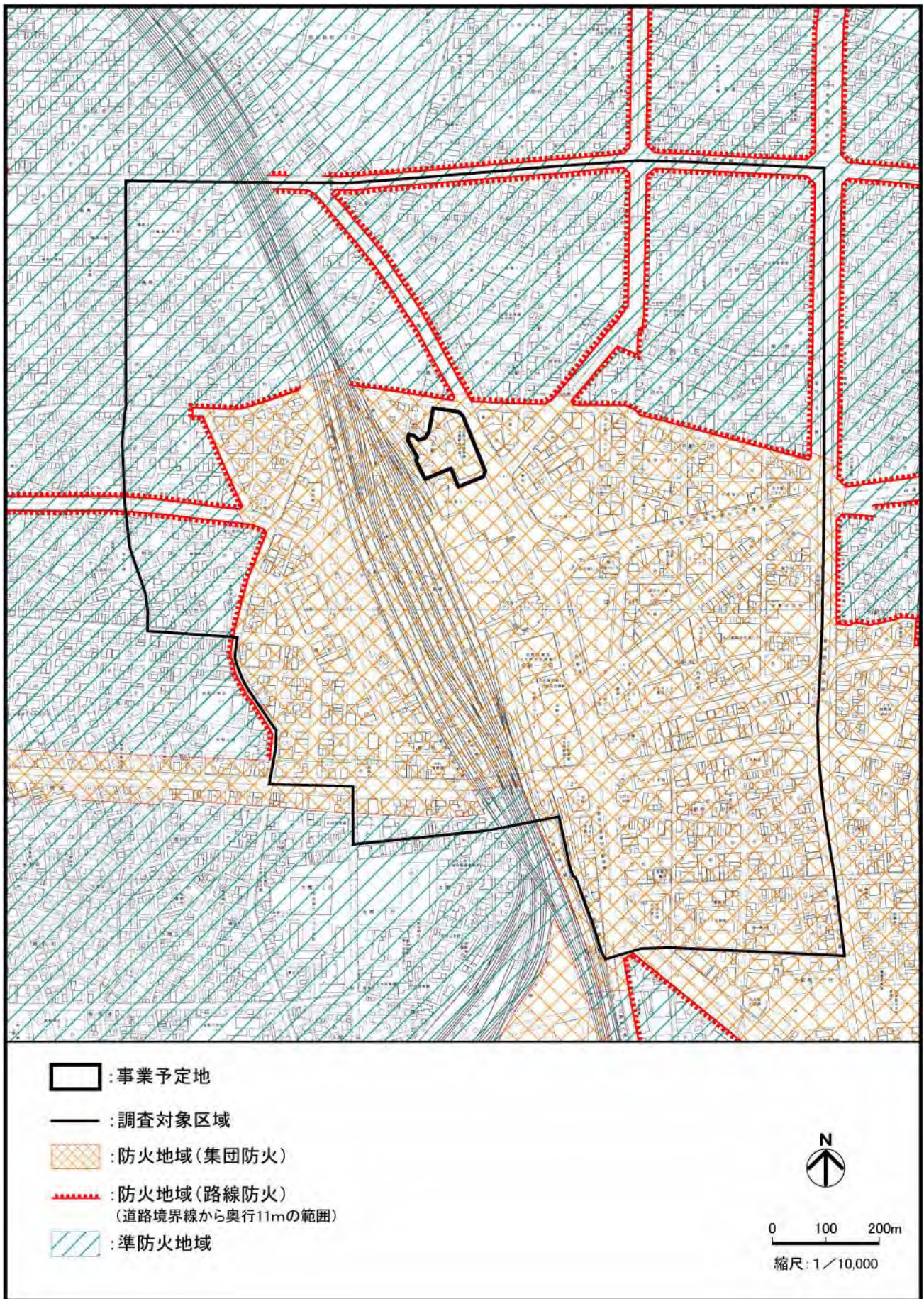


図 1-5-15 防火地域及び準防火地域指定状況図

(7) 環境保全に関する計画等

愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を平成 18 年度に策定している。策定地域は、名古屋市をはじめ 9 市が含まれている。

愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」(平成 7 年条例第 1 号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。本計画は、その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて計画の見直しを進め、平成 18 年 7 月に「第 2 次名古屋市環境基本計画」が策定され、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むまちづくりをめざし、計画の期間は平成 22 年度としている。

「第 2 次名古屋市環境基本計画」の目標は、表 1-5-8 に示すとおりである。

表1-5-8 第 2 次名古屋市環境基本計画の目標

総合目標	個別目標	施策の方向
ともに創る 「環境首都なごや」	健康で安全な都市	・健康で安全な生活環境の確保 ・環境リスクの低減
	循環する都市	・廃棄物対策 ・交通・物流対策 ・健全な水の循環
	人と自然が共生する快適な都市	・快適なまちなみ ・自然とのふれあい ・自然環境保全と災害対策
	地球環境保全に貢献する都市	・地球温暖化防止 ・地球環境問題への取組

名古屋市地球温暖化防止行動計画

名古屋市は、平成 9 年 11 月に開催された「気候変動名古屋国際会議」に向けて、二酸化炭素総排出量を平成 22 年（2010 年）までに平成 2 年（1990 年）の水準から 10%削減することに努めるという独自の目標を掲げている。また、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質については、平成 13 年 3 月に具体的な行動計画として「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成 18 年 7 月に改定を行い、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を策定している。ポイントは、「削減目標量を市民・事業者の主体別に提示」、「6 つの重点施策の設定」等である。行動計画の削減目標は、下記に示すとおりである。

- ・名古屋市では、平成 22 年（2010 年）までに、市域内の二酸化炭素排出量を平成 2 年（1990 年）を基準として 10%削減する。
- ・二酸化炭素を含む温室効果ガス全体の排出量についても、平成 22 年（2010 年）までに、平成 2 年（1990 年）を基準として 10%削減する。

ただし、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）については、基準年を平成 7 年（1995 年）とする。

水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市では、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定した。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都 なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現にむけての取り組みや 2012 年までに行うことをまとめ「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定された。本戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横系」を通すこと、2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと、順応的管理を行うこと、地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

ごみ減量化・再資源化行動計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。

一方、平成 20 年 5 月には、21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

5-2 自然的状況

(1) 地形・地質等の状況

地形・地質

ア 地 形

調査対象区域及びその周辺の地形は、図 1-5-16 に示すとおり、台地・丘陵、低地、その他（河川、人工改変地等）の地形に区分される。

調査対象区域は、低地に分類される。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）

「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

イ 地 質

調査対象区域及びその周辺の表層地質は、図 1-5-17 に示すとおり、現河床堆積物、自然堤防堆積物、熱田層、低位・中位段丘堆積物の地質に区分される。

調査対象区域の大部分は、現河床堆積物からなっているが、西側の一部に自然堤防堆積物がみられる。

出典）「愛知県土地分類基本調査 津島・名古屋北部」（愛知県，昭和 61 年）

「愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」（愛知県，昭和 60 年）

地 盤

調査対象区域には、名古屋市の水準点が 4 箇所ある。

平成 20 年度の測量結果では、調査対象区域北側の水準点 1 箇所でごくわずかに沈下しているが、年間 1 cm 以上の沈下は示していない。

出典）「平成 20 年度 濃尾平野地域 地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，平成 21 年）

土壌汚染

事業予定地の地歴については、以下のとおりである。

名古屋駅が笹島交差点近くにあった明治 24 年及び大正 9 年では、事業予定地は、東海道鉄道として鉄道路線が記載されている。昭和 7 年では建物密集地、昭和 22 年では郵便局のマークが付いた建物、昭和 55～57 年及び平成元年では中高層建物等が記載されている。また、不動産登記簿調査によると、名古屋中央郵便局名古屋駅前分室がある敷地については、明治 26 年当時、関西鉄道の軌道敷または駅舎敷地となっており、明治 30 年では逓信省停車場となっている。その後、昭和 31 年に現在の建物の一部が完成し、昭和 44 年に増築されることにより、現在の建物が完成している。

なお、PCB については保管はされていないが、名古屋中央郵便局名古屋駅前分室では、変圧器及びコンデンサー、リアクトル等について微量の PCB を含有している可能性があることを確認している。また、名工建設株式会社では、使用されていないコンデンサー等に PCB が含有していることを確認し、漏洩等がないよう適切に管理をしている。

出典）「地図で見る名古屋市街の今昔」（国土地理院）

「カラーフォト タウンマップ 名古屋市主部」（財団法人日本地図センター，1983 年）

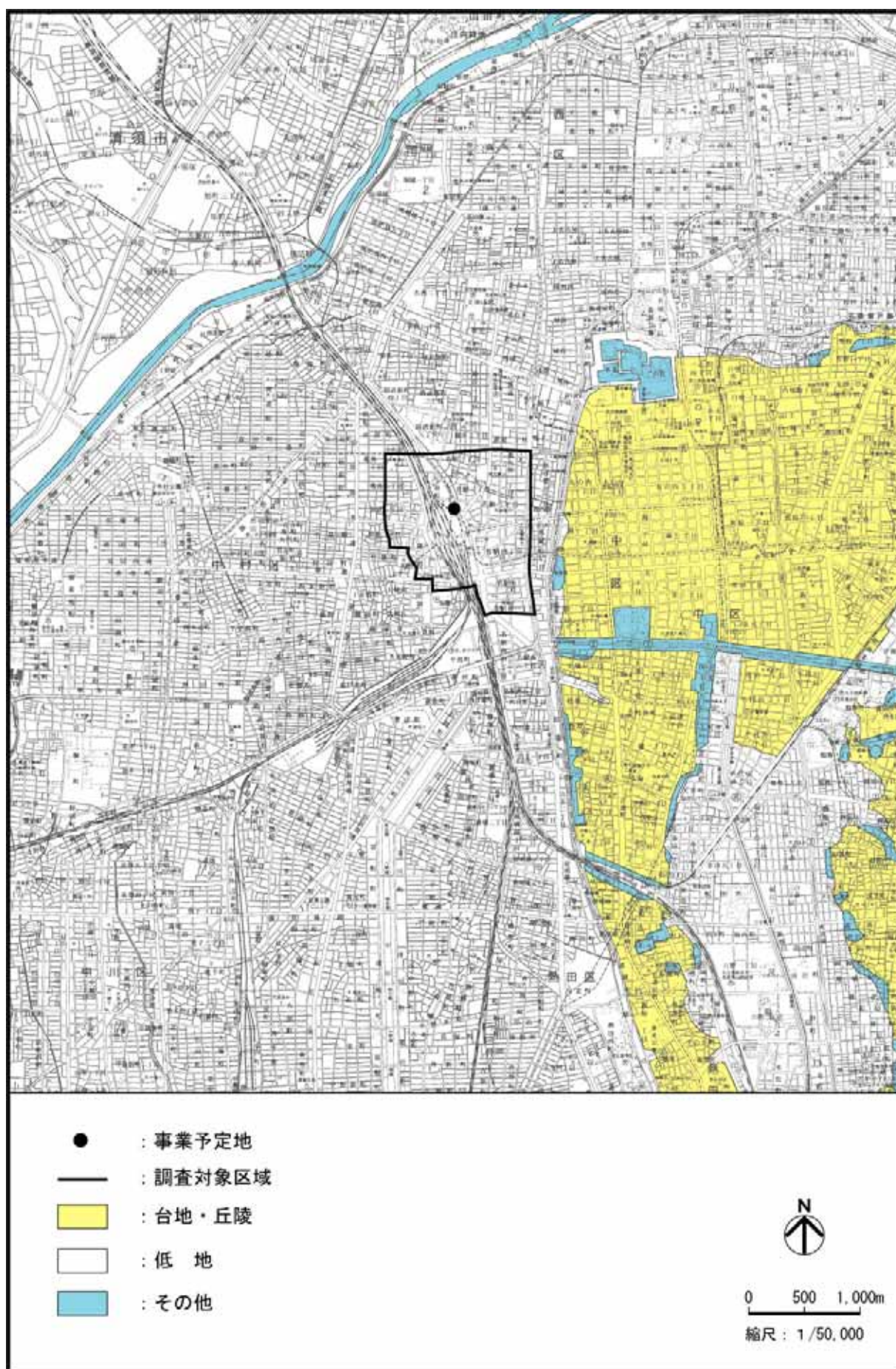


図 1-5-16 地形図

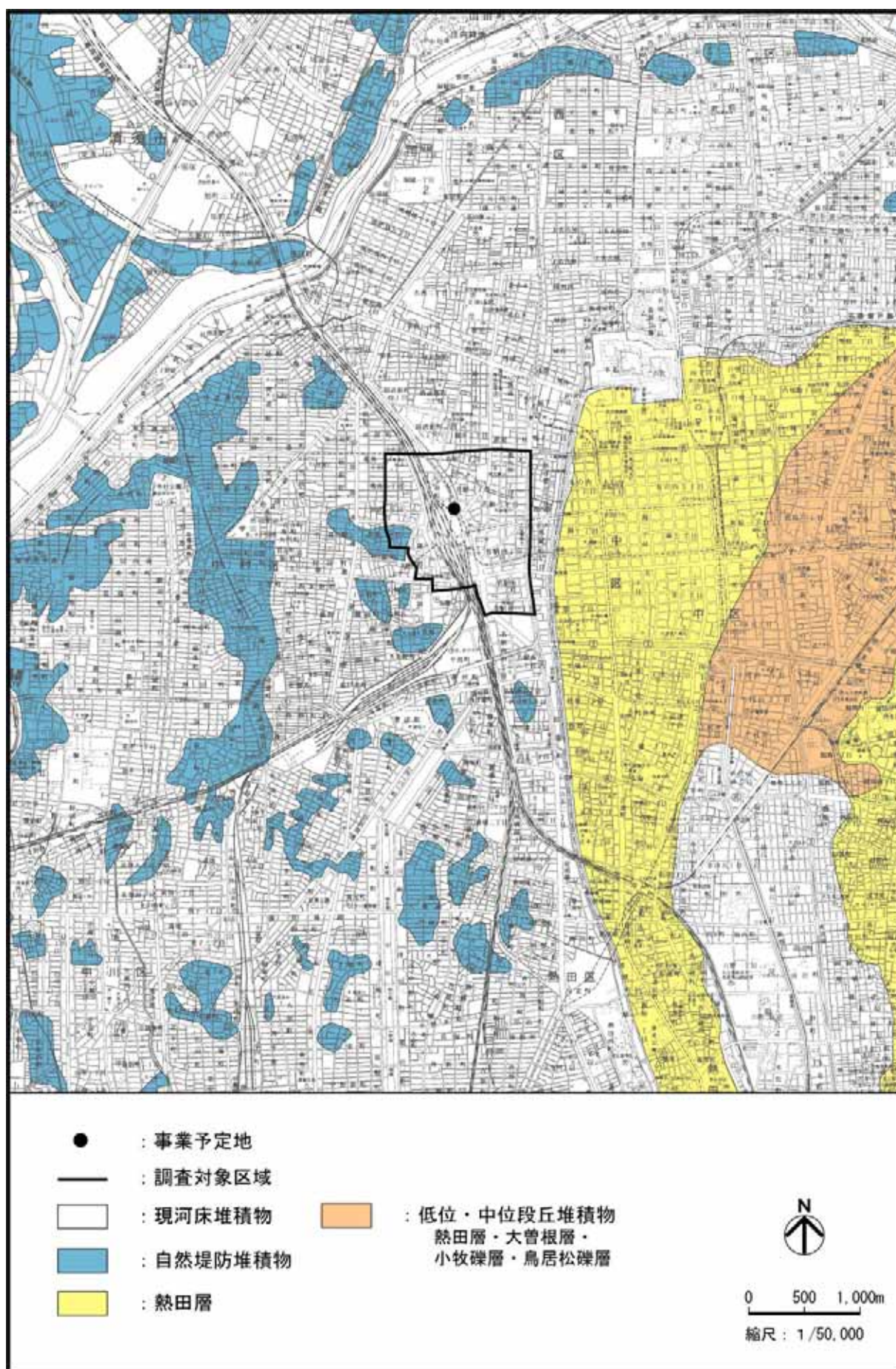


図 1-5-17 表層地質図

(2) 水環境の状況

水 象

調査対象区域は、庄内川水系内にある。

調査対象区域内には河川はないが、周辺として東側には堀川が流れている。

出典)「名古屋市河川図」(名古屋市，平成 13 年)

水 質

調査対象区域周辺として、平成 20 年度に実施された堀川（納屋橋）における pH、DO 及び BOD の調査結果によると、環境基準については 3 項目とも満足しているが、環境目標値については DO が満足していない。

なお、調査対象区域には水質の測定地点はない。

出典)「平成 20 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ホームページ)

底 質

平成 16 年度に実施された堀川 2 地点における調査結果によると、暫定除去基準が定められている総水銀について、基準値を上回った地点はない。

また、平成 20 年度に実施された堀川（港新橋）における調査結果によると、総水銀及び PCB ともに基準値を下回っている。

なお、調査対象区域には底質の測定地点はない。

出典)「平成 17 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市，平成 17 年)

「平成 20 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市，平成 21 年)

地下水

平成 16～20 年度に実施された中村区及び西区における調査結果によると、表 1-5-9 に示すとおり、中村区では、過去 5 年間全ての地点で地下水の水質に係る環境基準に適合しているが、西区では、環境基準に適合していない地点が平成 16 年度に計 5 地点、平成 17 年度に計 4 地点、平成 18 年度に計 4 地点、平成 19 年度に計 6 地点、平成 20 年度に計 5 地点ある。

なお、調査対象区域（中村区名駅 1 丁目）で平成 18 年度に行われた調査結果は、環境基準に適合している。

出典)「平成 16～20 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」

(名古屋市，平成 17～21 年)

表 1-5-9 地下水調査結果における環境基準適合状況

年 度		H16		H17		H18		H19		H20	
区 別		中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区	中村区	西区
名古屋市地下水 常時監視結果	調査地点数	4	4	4	6	4	1	5	4	6	12
	環境基準 不適合地点数	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5
名古屋市地下水 常時監視以外の 結果(事業者報告)	調査地点数	6	5	0	8	5	8	0	8	-	-
	環境基準 不適合地点数	0	5	0	4	0	4	0	4	-	-

注)「名古屋市地下水常時監視以外」は、平成20年度から「名古屋市地下水常時監視」に位置づけられた。

(3) 大気環境の状況

気 象

名古屋地方気象台における過去5年間（平成15～19年度）の年間平均気温は16.2、年平均降水量は1,520mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局である中村保健所及びテレビ塔における過去5年間（平成15～19年度）の風向・風速の測定結果は、表1-5-10(1)に示すとおりである。年間の最多風向は、名古屋地方気象台が北北西、中村保健所が北西、テレビ塔が北（75m）及び北北西（139m）となっており、各測定局とも夏季を除き北西系の風が多くなっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が3.0m/s、中村保健所が2.4m/s、テレビ塔が2.1m/s（75m）及び3.8m/s（139m）となっており、冬季から春季にかけて強くなる傾向を示している。

一方、ささしまライブ24地区内^注で平成20年12月上旬及び平成21年8月上旬に事業者が行った測定結果は表1-5-10(2)に示すとおりである。また、調査期間中における名古屋地方気象台とのデータを比較してみると、強い相関関係にあることがわかった。（図1-5-18及び資料2-12（資料編p.59）参照）

出典）「平成15～19年度 大気環境調査報告書」（名古屋市，平成16～20年）

表1-5-10(1) 気象測定結果（月別最多風向及び平均風速（平成15～19年度））

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
大気常時監視測定局	名古屋地方気象台	最多風向	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		平均風速	3.4	3.2	2.7	2.7	2.9	2.8	2.6	2.5	2.9	3.2	3.4	3.5
	中村保健所	最多風向	NW	SE	SE	WNW	SSE	WNW	N	N	NW	NW	WNW	NW
		平均風速	2.7	2.6	2.2	2.4	2.4	2.4	2.1	2.0	2.3	2.5	2.7	2.8
	テレビ塔（75m）	最多風向	N	N	SSW	NW	SSW	N	NNE	NNE	NW	NNE	N	N
		平均風速	2.3	1.9	1.6	1.8	1.6	1.8	2.1	2.1	2.4	2.7	2.8	2.6
	テレビ塔（139m）	最多風向	NNW	NNW	SSE	NNW	SE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
		平均風速	4.3	3.9	3.1	3.3	3.4	3.5	3.3	3.3	4.0	4.4	4.6	4.6

表1-5-10(2) 気象測定結果（事業予定地周辺）

調 査 地 点	最多風向	平均風速	調 査 期 間
ささしまライブ24地区内	西北西	2.0m/s	平成20年12月3日～平成20年12月10日
	南	1.7m/s	平成21年8月4日～平成21年8月10日

注）本調査を行った目的は、環境影響評価準備書で予測を行う際に、既存資料調査によることの妥当性を確認するためである。

なお、事業予定地及びその周辺においては、ビルの影響を受けて風向、風速に偏りが生じたり、自動車の排気ガスによる影響を受けて一般的な環境を把握できないことが懸念される。したがって、事業予定地周辺でこのような影響を受けない場所として、「ささしまライブ24地区」内で調査を行うこととした。

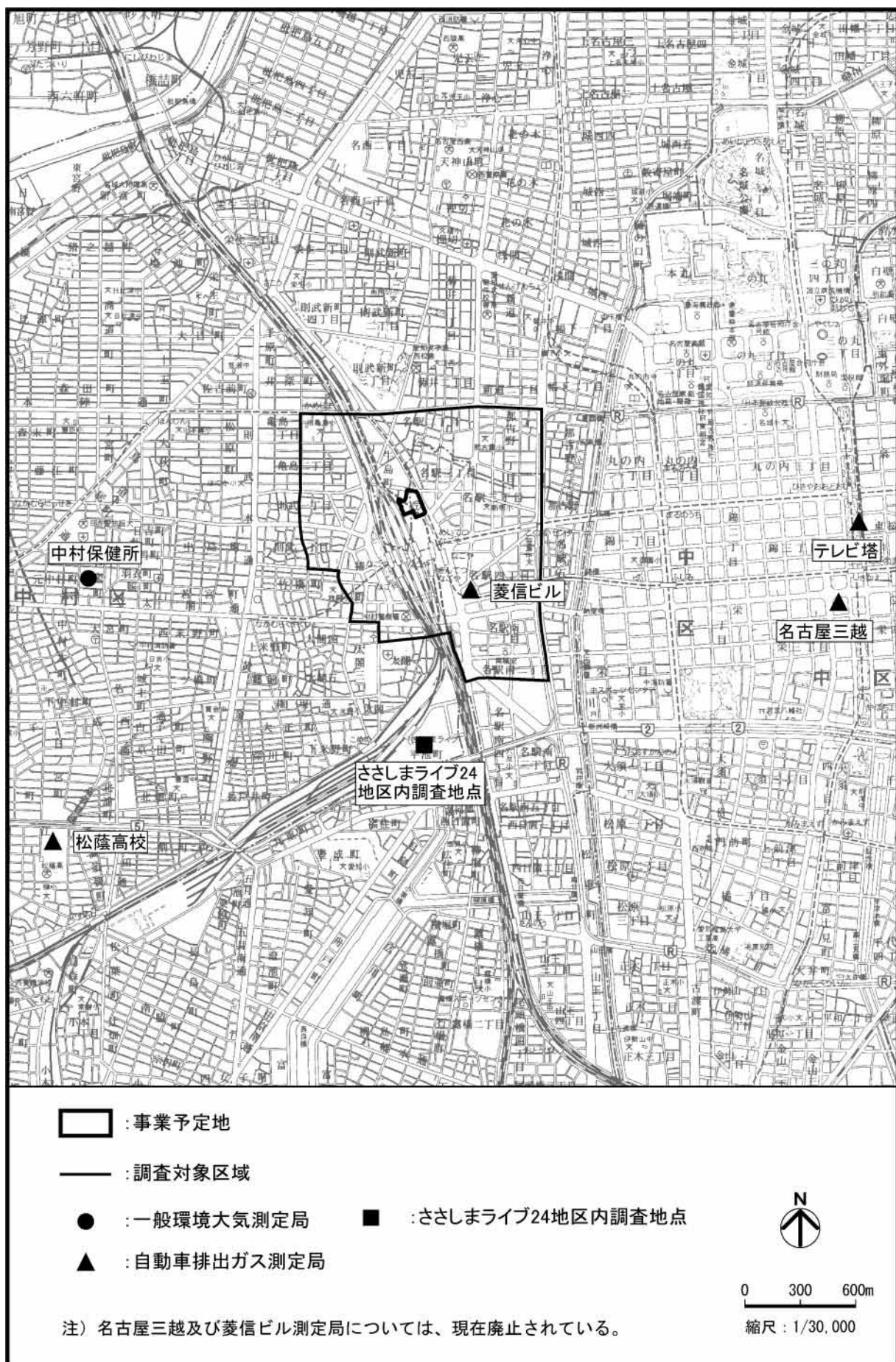


図 1-5-18 大気汚染常時監視測定局及びささしまライブ 24 地区内調査地点位置図

大気質

調査対象区域の大気汚染常時監視測定局は、自動車排出ガス測定局である菱信ビル^{注)}のみである。最寄りには、一般環境大気測定局である中村保健所、自動車排出ガス測定局であるテレビ塔、名古屋三越^{注)}及び松蔭高校がある。

また、ささしまライブ 24 地区内で平成 20 年 12 月上旬及び平成 21 年 8 月上旬に事業者が浮遊粒子状物質と二酸化窒素を測定した。調査期間中における中村保健所とのデータを比較してみると、相関関係にあることがわかった。(資料 2 - 1 2 (資料編 p.59) 参照)

これらの測定局及び調査地点の位置は、図 1-5-18 に示すとおりである。

出典)「平成 20 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市, 平成 21 年)
「平成 11,13,14 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市, 平成 13,15,16 年)
「平成 20 年度 ダイオキシン類大気環境調査結果」(名古屋市ホームページ)

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄の平成 20 年度における測定結果は、表 1-5-11 に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表 1-5-11 二酸化硫黄測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○ : 達 成 × : 非達成
			1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合	日平均値が0.04ppm を超えた日数とその 割合					
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
テレビ塔	平成20年度	0.004	0	0.0	0	0.0	0.030	0.007	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

イ 一酸化炭素

一酸化炭素の過年度における測定結果は、表 1-5-12 に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

なお、3 測定局ともに、現在、一酸化炭素の測定はなされていない。

表 1-5-12 一酸化炭素測定結果

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達成状況 ○:達成 ×:非達成
			8時間値が20ppmを 超えた回数とその 割合		日平均値10ppmを 超えた日数とその 割合				
		(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
名古屋三越	平成13年度	0.8	0	0.0	0	0.0	4.4	1.3	○
松蔭高校	平成14年度	0.7	0	0.0	0	0.0	3.9	1.4	○
菱信ビル	平成11年度	1.3	0	0.0	0	0.0	5.8	2.3	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

注)菱信ビル及び名古屋三越測定局は、現在廃止されている。

ウ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の平成 20 年度における測定結果は、表 1-5-13(1)に示すとおりである。
いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、事業者がささしまライブ 24 地区内で行った測定結果は、表 1-5-13(2)に示すとおりである。

表 1-5-13(1) 浮遊粒子状物質測定結果（測定局）

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比				1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時 間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数 とその割合				
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
中村保健所	平成20年度	0.030	0	0.0	0	0.0	0.160	0.062	○
テレビ塔		0.025	0	0.0	0	0.0	0.098	0.050	○
松蔭高校		0.027	0	0.0	0	0.0	0.171	0.060	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

表 1-5-13(2) 浮遊粒子状物質測定結果（ささしまライブ 24 地区内）

調査期間	期間平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた 日数とその割合		1時間値 の最高値
	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)
平成 20 年 12 月 3 日 ～平成 20 年 12 月 10 日	0.031	0	0.0	0	0.0	0.142
平成 21 年 8 月 4 日 ～平成 21 年 8 月 10 日	0.026	0	0.0	0	0.0	0.102

エ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの平成 20 年度における測定結果は、表 1-5-14 に示すとおりであり、
環境基準を達成していない。

なお、市内全測定局において、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 1-5-14 光化学オキシダント測定結果

測定局	測定年度	昼 間 の 1時間値の 年 平 均 値	環境基準との対比		昼 間 の 1時間値 の最高値	環境基準の 達 成 状 況 ○:達 成 ×:非達成
			昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 時間数とその割合			
		(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	
テレビ塔	平成20年度	0.031	551	10.2	0.120	×

注)1:環境基準は、「1時間値0.06ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下に維持されること、ただし5時～20時の
昼間時間帯について評価する。」である。

オ 二酸化窒素

二酸化窒素の平成 20 年度における測定結果は、表 1-5-15(1)に示すとおりである。いずれの測定局も環境基準を達成している。

また、事業者がささしまライブ 24 地区内で行った測定結果は、表 1-5-15(2)に示すとおりである。

表 1-5-15(1) 二酸化窒素測定結果（測定局）

測定局	測定年度	年平均値	環境基準との対比		1時間値 の最高値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況 ○：達成 ×：非達成
			日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合				
		(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
中村保健所	平成20年度	0.018	0	0.0	0.062	0.035	○
テレビ塔		0.022	0	0.0	0.079	0.038	○
松蔭高校		0.022	0	0.0	0.066	0.038	○

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である

2:評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。」である。

表 1-5-15(2) 二酸化窒素測定結果（ささしまライブ 24 地区内）

調査期間	期間平均値	日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		1時間値 の最高値
		(日)	(%)	
	(ppm)			(ppm)
平成 20 年 12 月 3 日 ～平成 20 年 12 月 10 日	0.028	0	0.0	0.071
平成 21 年 8 月 4 日 ～平成 21 年 8 月 10 日	0.015	0	0.0	0.035

カ ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの市内 5 地点（中川区・港区・南区・東区・北区）における平成 20 年度の年平均値は、ベンゼンが 1.4～1.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンが 0.45～1.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンが 0.16～0.46 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンが 2.2～3.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの測定地点はない。

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の市内 4 地点（北区・港区・守山区・緑区）における平成 20 年度の年平均値は 0.030～0.039 pg-TEQ/ m^3 であり、いずれの測定地点も環境基準を達成している。

なお、調査対象区域には、ダイオキシン類の測定地点はない。

騒 音

ア 環境騒音

調査対象区域における平成 16 年度の環境騒音調査地点は図 1-5-19 に、調査結果は表 1-5-16 に示すとおりである。等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は、名駅南一丁目では昼間 60dB、夜間 53dB であり、昼間については環境基準を達成しているが、夜間については達成していない。那古野二丁目では昼間 58dB、夜間 50dB であり、昼間及び夜間ともに環境基準を達成している。

また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 1-5-20 に示すとおりであり、自動車騒音が 67.7%と最も多く、次いで工場騒音の 7.5%、建設騒音の 2.7%の順となっている。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（平成 16 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 1-5-16 環境騒音調査結果

単位: dB

調査地点	用途地域	等価騒音レベル		環境基準	
		昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
名駅南一丁目	商業地域	60	53	60以下	50以下
那古野二丁目		58	50		

注)昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

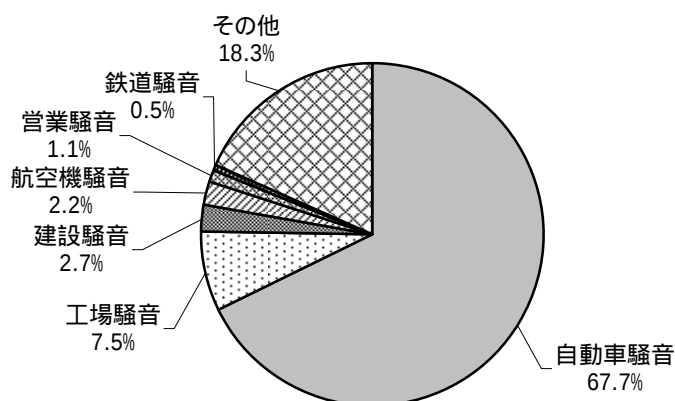


図 1-5-20 環境騒音の主な寄与音源

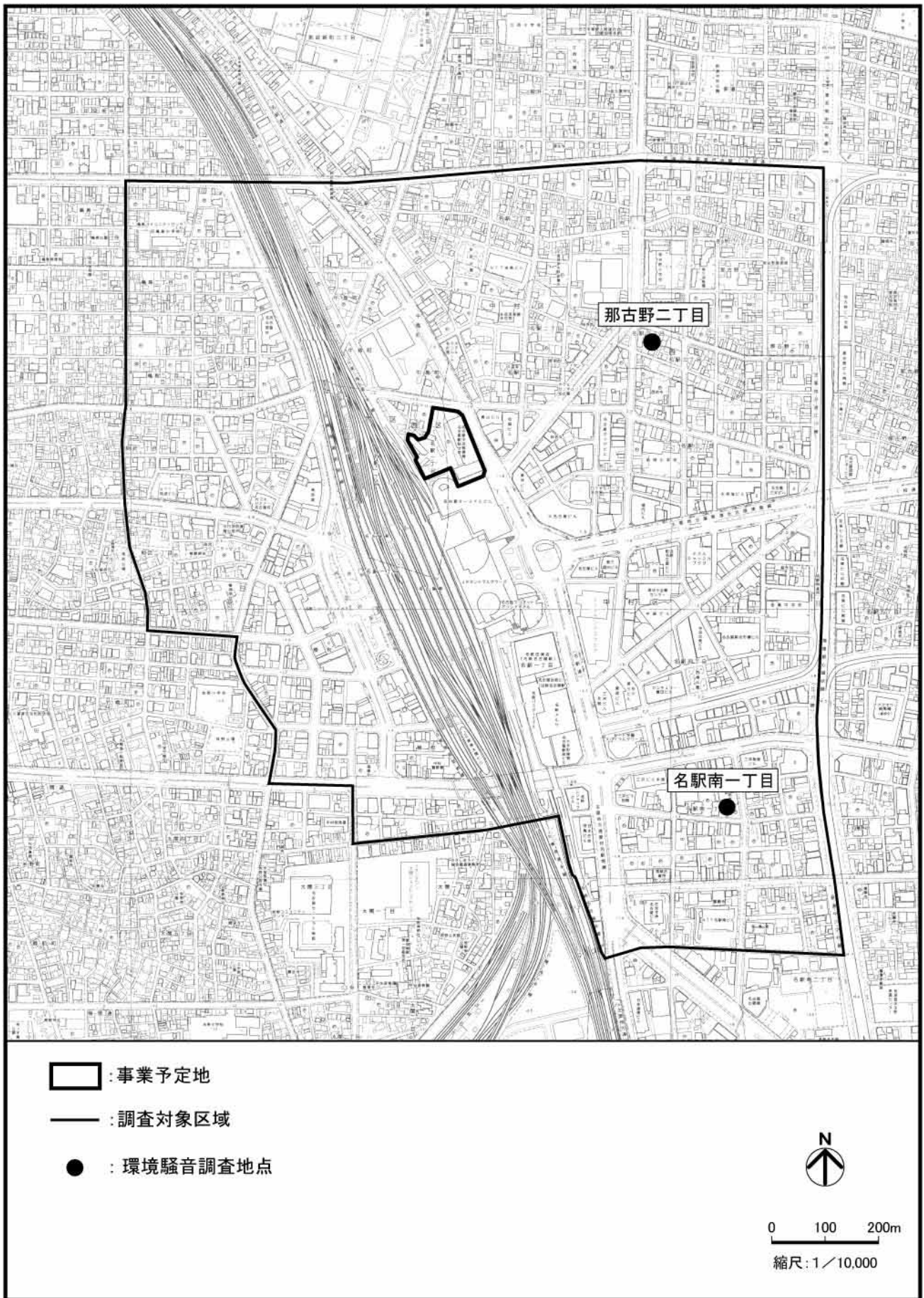


図 1-5-19 環境騒音調査地点

イ 道路交通騒音

調査対象区域における平成 15 年度の調査結果は表 1-5-17 に示すとおりである。これによると、昼間の等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は 67～70dB、夜間は 62～68dB の範囲にある。

また、調査対象区域及びその周辺における平成 19 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価は表 1-5-18 に、調査路線は図 1-5-21 に示すとおりであり、昼夜ともに環境基準を達成した割合は、71.6～100.0%の範囲にある。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」（名古屋市，平成 17 年）
「平成 19 年度 自動車騒音実態監視結果一覧表」（名古屋市ホームページ）

表 1-5-17 道路交通騒音調査結果

路 線 名	測定地点の住所	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)		交 通 量(台)		大型車 混入率
		昼 間	夜 間	小型車	大型車	
高速名古屋新宝線	中村区名駅南二丁目	68	66	455	88	16%
県道中川中村線		70	68	329	61	16%
市道椿町線	中村区椿町	67	62	239	17	7%

注)1:昼間は6時から22時まで、夜間は22時から翌日の6時までである。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

表 1-5-18 道路交通騒音に係る環境基準の面的評価

道 路 名	評 価 区 間		調査区 間内全戸数 (戸)	環境基準達成率(%)		
	始 点	終 点		昼 間	夜 間	昼 夜
県道中川中村線	中川区山王3丁目	中村区名駅4丁目	905	97.3	87.0	85.7
県道名古屋甚目寺線	西区那古野2丁目	中村区本陣通	1,502	73.0	72.1	71.6
市道椿町線	中村区亀島1丁目	中村区太閤1丁目	187	98.4	98.4	98.4
市道錦通線	中村区名駅1丁目	東区葵1丁目	818	79.7	86.8	79.7
市道東志賀町線	西区浄心2丁目	中村区名駅1丁目	1,526	98.8	99.3	98.8
市道広井町線	西区則武新町4丁目	中村区名駅1丁目	891	96.0	98.7	96.0
	中村区名駅南4丁目	中村区名駅南3丁目	15	100.0	100.0	100.0

注)環境基準達成率は以下のとおりである。

- ・昼 間 :昼間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・夜 間 :夜間のみ環境基準を達成した住居等の割合
- ・昼 夜 :昼夜間とも環境基準を達成した住居等の割合

振 動

調査対象区域及びその周辺における平成 15 年度の道路交通振動調査結果は表 1-5-19 に示すとおりである。これによると、振動レベル（ L_{10} ）は 44dB 及び 47dB である。

出典）「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（平成 15 年度）」（名古屋市，平成 17 年）

表 1-5-19 道路交通振動調査結果

路 線 名	測定地点の住所	振動レベル(L_{10}) (dB)	交 通 量 (台)		大型車 混入率
			小型車	大型車	
県道中川中村線	中村区名駅南二丁目	44	329	61	16%
市道椿町線	中村区椿町	47	239	17	7%

注)1:振動レベルは、昼間10分間における80%レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間10分間における台数である。

悪 臭

平成 19 年度の名古屋市における悪臭に関する苦情処理件数は 522 件あり、公害苦情処理件数総数 2,234 件の約 23%を占めている。また、中村区では総数 146 件のうち 29 件(約 20%)、西区では総数 113 件のうち 27 件(約 24%)が、悪臭に関する苦情処理件数となっている。

出典）「平成 20 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 20 年）

温室効果ガス等

名古屋市における平成 18 年の部門別二酸化炭素排出量は、図 1-5-22 に示すとおりである。これによると、最も多いのは運輸の 29%、次いで業務の 26%、産業の 23%、家庭の 19% の順となっており、これら部門の合計で 97% を占めている。

また、二酸化炭素及びフロン濃度の測定を行っている測定局は調査対象区域にはなく、二酸化炭素については、市内 2 局（天白区及び中区（平成 19 年 1 月から））、フロンについても 2 局（南区及び名東区）であり、これらの年平均値の推移は、図 1-5-23 及び図 1-5-24 に示すとおりである。これによると、フロン濃度は減少している一方で、二酸化炭素濃度は年々増加している。なお、フロンの測定は、平成 16 年度以降実施されていない。

出典)「名古屋市域からの二酸化炭素排出量等（2006 年）の調査結果」(名古屋市ホームページ)
「平成 15 年度 大気環境調査報告書」(名古屋市,平成 17 年)
「平成 20 年度 二酸化炭素濃度年報」(名古屋市ホームページ)

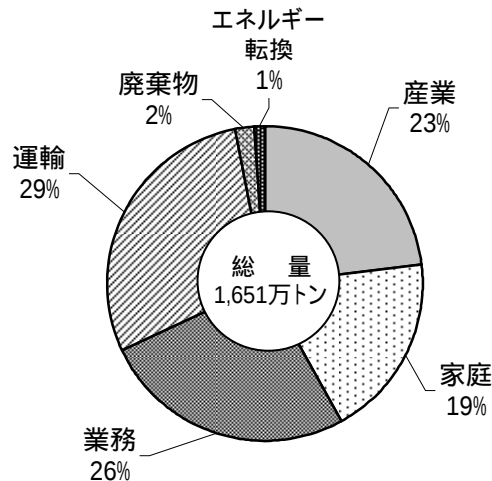
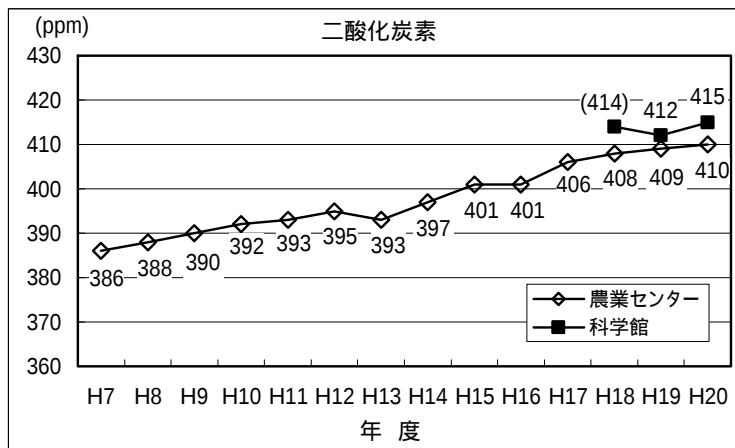


図 1-5-22 部門別二酸化炭素排出量



注) 科学館は、H19.1.23からの測定のため、H18年度は()とした。

図 1-5-23 二酸化炭素年平均値の推移

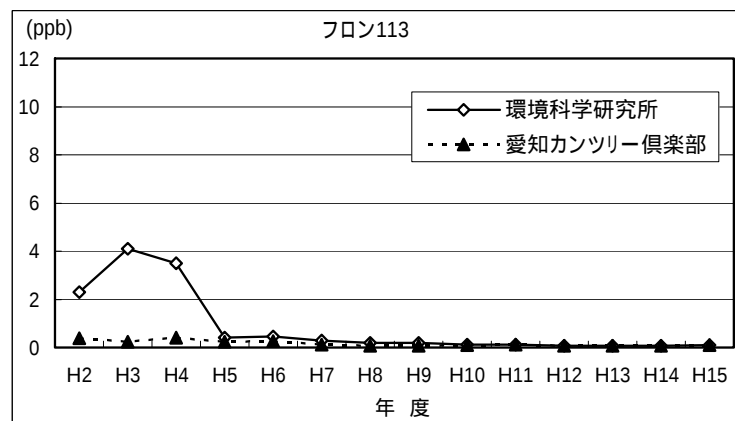
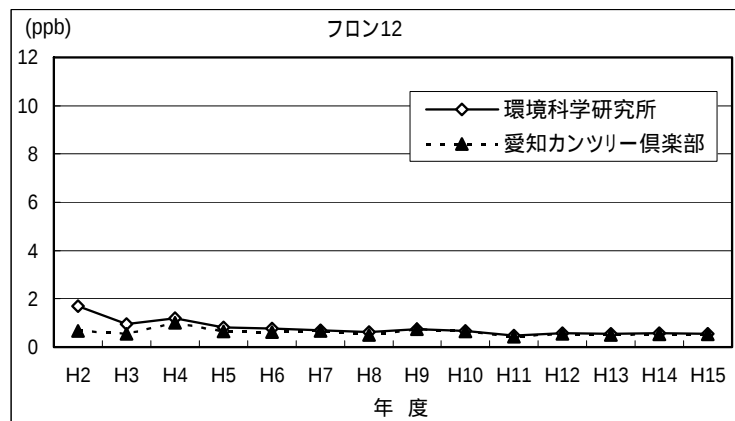
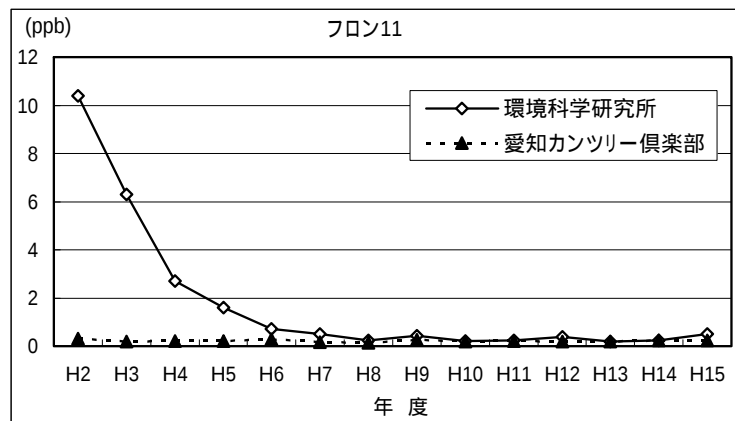


図 1-5-24 フロン年平均値の推移

(4) 動植物及び生態系の状況

動 物

調査対象区域は、市街地や住宅等が大半を占め、人為的影響を強く受けた環境となっており、スズメやアブラゼミなど市街地において一般的に確認される種が生息する程度である。(資料2 - 13 (資料編 p.61) 参照)

出典)「新修名古屋市史 資料編 自然」(名古屋市, 平成20年)

「名古屋市の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックなごや2004 動物編」
(名古屋市, 平成16年)

「なごやの昆虫」(名古屋昆虫館, 1989年)

植 物

調査対象区域は市街地で、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される植生は確認されていない。

出典)「第2-5回植生調査重ね合わせ植生」(環境省ホームページ)

生態系

調査対象区域は、人為的影響を強く受けた環境となっており、注目される生態系は確認されていない。

緑 地

調査対象区域における緑地は、公園等に小規模に散在している程度である。

(5) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

景 観

調査対象区域は、市街化された地域であり、特筆すべき自然景観は存在しない。

事業予定地の位置する名古屋駅周辺は、駅前広場、桜通、名駅通をはじめとして、新しい都市景観の整備が実施され、タワーズ、ミッドランドスクエア、名古屋ルーセントタワー等が建ち並び、名古屋市の玄関口としての都市景観が形成されつつある。

人と自然との触れ合いの活動の場

調査対象区域は、市街化された区域であり、自然的な環境はほとんど残っておらず、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目

6-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表 1-6-1 に示すとおりである。

表 1-6-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		影響を及ぼす内容
	細 区 分	
工 事 中	現況施設の解体及び新建築物の建設	粉じんの発生、廃棄物等の発生、温室効果ガス等の排出
	掘削等の土工	地下水脈の変化、地盤変位、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響
存在・供用時	新建築物の存在	地盤変位、景観の変化、風害・電波障害の発生、日照への影響、緑地等の出現
	事業活動	廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	新建築物関連車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音の発生、温室効果ガスの排出、交通安全への影響

6-2 影響を受ける環境要素の抽出

(1) 環境影響評価の項目として抽出した環境要素

事業特性を踏まえて抽出した影響要因（前掲表 1-6-1）に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表 1-6-2 に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表 1-6-3 に、選定しなかった理由は表 1-6-4 に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、騒音、振動、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、風害、日照障害、電波障害、安全性及び緑地等の計 12 項目である。

表 1-6-2 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中				存在・供用時		
	細区分	新現況 建築物の解体 及び建設	掘削等 の土工	建設機械 の稼働	工事関係車両 の走行	新建築物 の存在	事業活動	新建築物 関連車両 の走行
A 大気質	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
	二酸化窒素	-	-	●	●	-	-	●
	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	●
B 騒音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通騒音	-	-	-	●	-	-	●
C 振動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通振動	-	-	-	●	-	-	-
D 低周波音	-	-	-	-	-	-	-	-
E 悪臭	-	-	-	-	-	-	-	-
F 水質・底質	-	-	-	-	-	-	-	-
G 地下水	-	-	-	-	-	-	-	-
H 地形・地質	-	-	-	-	-	-	-	-
I 地盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
J 土壌	-	-	-	-	-	-	-	-
K 植物	-	-	-	-	-	-	-	-
L 動物	-	-	-	-	-	-	-	-
M 生態系	-	-	-	-	-	-	-	-
N 景観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
O 人と自然との触れ 合いの活動の場	-	-	-	-	-	-	-	-
P 文化財	-	-	-	-	-	-	-	-
Q 廃棄物等	建設系廃棄物	●	●	-	-	-	-	-
	事業系廃棄物	-	-	-	-	-	●	-
R 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
	オゾン層破壊物質	●	-	-	-	-	-	-
S 風害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
T 日照障害	日影	-	-	-	-	●	-	-
U 電波障害	テレビジョン放送電波等	-	-	-	-	●	-	-
V 地域分断	-	-	-	-	-	-	-	-
W 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
X 緑地等	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-

表 1-6-3 環境影響評価の項目として抽出した理由

環境要素	時 期	選 定 理 由
A 大気質	工事中	・ 現況施設の解体に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。 ・ 建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。 ・ 工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
	供用時	・ 新建築物関連車両の走行（事業予定地内設置駐車場及び周辺道路）に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。
B 騒 音	工事中	・ 建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。 ・ 工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
	供用時	・ 新建築物関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。
C 振 動	工事中	・ 建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。 ・ 工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。
I 地 盤	工事中	・ 掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。 ・ 掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。
	存在時	・ 新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。
N 景 観	存在時	・ 新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。
Q 廃棄物等	工事中	・ 掘削等の土工及び新建築物の建設に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。
	供用時	・ 事業活動に伴い発生する事業系廃棄物による影響が考えられる。
R 温 室 効 果 ガス等	工事中	・ 新建築物の建設、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。 ・ 現況施設の解体によるオゾン層破壊物質の発生が考えられる。
	供用時	・ 事業活動及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。
S 風 害	存在時	・ 新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。
T 日照阻害	存在時	・ 新建築物の存在による日影の影響が考えられる。
U 電波障害	存在時	・ 新建築物の存在による地上デジタル放送電波障害等が考えられる。
W 安全性	工事中	・ 工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
	供用時	・ 新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。
X 緑地等	存在時	・ 新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。

表 1-6-4 環境影響評価の項目として抽出しなかった理由

環境要素	時 期	非 選 定 理 由
A 大気質	供用時	・ 事業予定地外の DHC から、熱源供給を受ける計画である。
C 振 動	供用時	・ 新建築物関連車両は主に小型車であることから、この走行に伴う振動による影響は小さいと考えられる。
D 低周波音	工事中	・ 著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・ 著しく低周波音を発生する施設を設置しない。
E 悪 臭	工事中	・ 悪臭を発生する建設機械は使用しない。
	供用時	・ 厨芥ごみは、腐敗を防ぐため、冷蔵保管を行い廃棄する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
F 水質・底質	工事中	・ 工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・ 汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
G 地下水	工事中	・ 工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。
	供用時	・ 汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。
H 地形・地質	工事中 存在時	・ 事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。 ・ 大規模な土地の改変は行わない。
J 土 壤	工事中	・ 現況施設には、特定有害物質（PCB）は保管されておらず、過去に PCB の漏洩等の事故も発生していないことから、特に問題となることはないと考えられる。 ・ 事業予定地の地歴から、特定有害物質は確認されていない。 ・ 工事中に特定有害物質が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
	供用時	・ 特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。
K 植 物	工事中 存在・供用時	・ 事業予定地及びその周辺には、貴重種として保存すべき群落及び種等は確認されていない。 ・ 事業予定地には緑地はなく、その周辺も高層ビルが立ち並び、人間活動の影響を強く受けた地域であり、生息・生育する動植物は限られることから、事業による影響は小さいと考えられる。
L 動 物		
M 生態系		
O 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中 存在・供用時	・ 事業予定地及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。
P 文化財	工事中 存在時	・ 事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。 ・ 工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。
V 地域分断	工事中 存在時	・ 本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等は行わない。

(2) 環境影響評価準備書から環境影響評価書で再予測評価等を行う項目の抽出

本事業における工事工程及び駐車場規模並びに南地区における外観デザイン及び新建築物関連車両の走行ルートの見直しにより、環境影響評価準備書に記載した環境影響に変化が生じると考えられる項目について、予測、評価等を再実施するかの抽出を行った。変化が生じると考え抽出した項目は表 1-6-5 に、その抽出理由は表 1-6-6 に示すとおりである。

表 1-6-5 環境影響評価準備書に記載した環境影響に変化が生じると考え抽出した項目

予 測 項 目		変更内容			
		本事業		南地区	
		工事中	存在・供用時	存在・供用時	
		工事工程の変更	駐車場規模の縮小	外観デザインの変更	新建築物関連車両の走行
大気質	解体工事による粉じん	-	-	-	-
	建設機械の稼働	-	-	-	-
	工事関係車両の走行	●	-	-	-
	新建築物関連車両の走行（事業予定地設置駐車場）	-	●	-	-
	新建築物関連車両の走行（事業予定地周辺道路）	-	-	-	●
騒 音	建設機械の稼働	●	-	-	-
	工事関係車両の走行	●	-	-	-
	新建築物関連車両の走行	-	-	-	●
振 動	建設機械の稼働	●	-	-	-
	工事関係車両の走行	●	-	-	-
地 盤		-	-	-	-
景 観		-	●	●	-
廃棄物等	工事中	-	-	-	-
	供用時	-	-	-	-
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	-	-	-	-
	工事中の温室効果ガス	-	-	-	-
	存在・供用時の温室効果ガス	-	-	-	-
風 害		-	-	-	-
日照障害		-	-	-	-
電波障害		-	-	-	-
安全性	工事中	●	-	-	-
	供用時	-	-	-	●
緑地等		-	-	-	-

注)1:表中の「●」印は、環境影響に変化が生じると考えられる予測、評価等の項目である。

2:表中の「-」印は、以下の理由により、環境影響の変化の程度は同等もしくは小さいと考えられ、除外した予測、評価等の項目である。

- ・廃棄物等、温室効果ガス等（工事中及び存在・供用時）風害、日照障害及び電波障害については、駐車場規模の縮小に伴い、低層棟の高さが低くなるとともに、駐車場の床面積も減少するため。
- ・温室効果ガス等（工事中）については、工事工程が変更しても、建設機械や工事関係車両の総台数に変更はないため。

表 1-6-6 環境影響に変化が生じると考えられる予測項目及び選定理由

予 測 項 目		選 定 理 由
大気質	工事関係車両の走行	工事工程の変更により、予測対象時期の背景交通量が変わるため。
	新建築物関連車両の走行 (事業予定地内設置駐車場)	駐車場規模の縮小により、排出源高さ及び各階の排出量が変わるため。
	新建築物関連車両の走行 (事業予定地周辺道路)	南地区における新建築物関連車両の走行ルートの変更により、予測対象時期の背景交通量が変わるため。
騒 音	建設機械の稼働	工事工程の変更により、解体工事に用いられる建設機械の台数等が変わるため。なお、その他の工種についての変更はない。
	工事関係車両の走行	工事工程の変更により、予測対象時期の背景交通量が変わるため。
	新建築物関連車両の走行 (事業予定地周辺道路)	南地区における新建築物関連車両の走行ルートの変更により、予測対象時期の背景交通量が変わるため。
振 動	建設機械の稼働	工事工程の変更により、解体工事に用いられる建設機械の台数等が変わるため。なお、その他の工種についての変更はない。
	工事関係車両の走行	工事工程の変更により、予測対象時期の背景交通量が変わるため。
景 観		駐車場規模の縮小及び南地区における外観デザインの変更により、両地区の新建築物のイメージ図が変わるため。
安全性	工事中	工事工程の変更により、予測対象時期の背景交通量が変わるため。
	供用時	南地区における新建築物関連車両の走行ルートの変更により、予測対象時期の背景交通量が変わるため。